統計委員会タスクフォース

精査結果報告書

－建設工事受注動態統計調査を巡る事案への

総務省政策統括官室の対応－

令 和 ４ 年 １ 月 １ ４ 日

統 計 委 員 会 企 画 部 会

対応精査タスクフォース

はじめに

質の高い公的統計の公表に関わる重大リスクとして、台風・地震等の自然災害や感染症などの影響によって、調査実施が困難となり定時の公表ができなくなることや、公表時期が遅延することについては、これまでもその対応の在り方についての議論がなされてきた。

また、毎月勤労統計調査の問題発生以降、統計技術的に偏りのある公表や適正ではない統計作成プロセスの実施の結果、統計系列の復元や適切な再集計に多くの時間がかかり、統計を必要とする人々や機関に多くの迷惑をかけるとともに、公的統計の信頼性が失われることが重大なリスクと認識されるようになった。

そうした中、今回、国土交通省が実施する建設工事受注動態統計調査において、今般の問題が発生したことは大変遺憾である。

この問題に関しては、昨年 12 月以降、国土交通省における検証委員会において、同省におけるこれまでの本統計に係る統計技術的に偏りのある公表あるいは適正ではない統計作成プロセスの対応についての実態把握及び問題の究明が行われている。

同時に、統計委員会としては、総務大臣から、本事案に係る総務省の対応についての検証の必要性があるとの要請を受けて、令和３年 12 月 24 日、企画部会に「対応精査タスクフォース」を設置し、総務省政策統括官室（統計制度担当）の本件に係る対応について精査を行ってきた。

これは、同室が、各府省の統計調査の実施についての審査を行い、また、総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告や意見ができる統計委員会の事務局機能を担うという、我が国の統計制度において重要な責務を有しているためである。

本報告は、対応精査タスクフォースによる精査結果に基づき、この問題についての総務省政策統括官室（統計制度担当）の国土交通省との対応に係る事実関係を明らかにするとともに、各府省の統計担当部局との対応の観点から改善すべき点など今後の課題を取りまとめたものである。今後の公的統計改善の一助となることを願っている。

なお、この問題に関しては、昨年 12 月以降、国土交通省における検証委員会において、同省のこれまでの対応についての実態把握及び問題の究明が行われている。この問題を総合的に分析するには、今後、統計委員会において、本報告及び国土交通省における検証委員会の検証結果が改めて全般的に精査される必要がある。

目　次

※　本文中の用語については、「用語解説及び略語一覧」参照

報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１　精査の前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
１　対応精査タスクフォースの設置とその目的・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２　受注動態統計調査に係る問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（１）国土交通省における対応等の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）統計の見地から見た問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　精査の対象とした組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（１）政策統括官室の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（２）精査の対象とした主な組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４　精査の対象とした時期及び精査における重点期・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
５　精査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第２　精査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
１　平成 23 年　推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申（重点期①）・・・・ 12
２　平成 27 年１月　受注動態統計調査の計画変更　・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
３　平成 31 年１月　基幹統計の一斉点検の実施（重点期②）・・・・・・・・・・・・ 14
４　平成 31 年１月～令和元年９月　一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
５　平成 29 年３月～30 年３月　横断的課題部会における対応・・・・・・・・・・・ 17
６　令和２年 10 月前後　評価分科会における対応（重点期③）・・・・・・・・・・・ 18
７　令和２年 10 月前後　国土交通省における調査計画変更の検討（重点期③）・・・・ 21
８　令和３年　国土交通省における調査計画変更の検討・・・・・・・・・・・・・・ 23
９　令和３年３月～８月　会計検査院からの意見照会への対応（重点期④）・・・・・ 23
10　令和３年８月　会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応（重点期④）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第３　評価と求められる今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
Ⅰ　評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
１　政策統括官室における受注動態統計調査の問題についての認識や対応・・・・・・ 29
（１）いわゆる「二重計上」が発生していたことへの認識や対応について・・・・・・ 29

（２）期限後提出調査票の合算集計処理のため調査票情報の集約等が行われていたことへの認識や対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
２　一斉点検について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
３　政策統括官室における国土交通省からの相談への対応等について・・・・・・・・・ 35
Ⅱ　求められる今後の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
１　評価結果から判明した課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
２　早期に具体化すべき取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
３　今後の検討課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

本報告書中の用語についての解説及び略語一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

参考資料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

報告の概要

対応精査タスクフォース（以下、タスクフォース）は、総務大臣からの要請を受け、第171回統計委員会において決定された建設工事受注動態統計調査（以下、受注動態統計調査）に関する審議についての基本的スタンスに基づき、統計技術面を含めた公的統計の改善を進め、国民の信頼を回復するため、いわゆる「二重計上」問題を始めとする同調査に係る問題への総務省政策統括官室（以下、政策統括官室）の対応についての精査を行うことを目的として、統計委員会企画部会の下に設置された。

タスクフォースは、令和３年12月26日から令和４年１月13日まで精査活動を行った。活動開始にあたっては、精査が、この問題が生じた要因を客観的に明らかにするにとどまらず、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるために行われるべきものであること、また、運営において中立性を担保すること等についても確認した。

タスクフォースは、平成22年度以降の関係資料を広く収集し、関係する部署に在籍した者に対し書面調査を行うとともに、精査の重点期とすべき期間に政策統括官室に在籍した者等に対しヒアリングを行った。併せて、関係した外部専門家へのアンケートを実施した。

国土交通省では、受注動態統計調査において、平成22年以前のある時期（時期不明）から期限後提出調査票を翌月以降における集計に組み入れる処理（合算集計処理）を行っていた。平成25年４月から欠測値補完処理を組み入れた推計方法に改めたが、その際、本来であれば、この時に合算集計処理と欠測値補完処理の整合性を測るべきであった。しかし、合算集計処理が継続されたため、これ以降、いわゆる「二重計上」が発生した。合算集計処理は、調査客体が提出期限を過ぎた過去の調査票をまとめて提出した場合に、当該客体の当月分の調査票の回答欄を、過去分の数字を合算した値に書き直す処理により対応していたことから、令和３年９月の会計検査院報告により問題事案として指摘された。

この問題に関し、タスクフォースの精査結果によると、政策統括官室は、平成23年の受注動態統計調査の調査計画の変更承認プロセス等を通じ、同調査において平成25年４月から欠測値補完処理が行われていることの情報を得ていた。また、令和２年10月には、国土交通省からの情報提供を通じ、期限後提出調査票の合算集計処理が行われているとの情報を得ていた。いずれの時点でも、これら二つの処理が同時に行われていることを認識しておらず、いわゆる「二重計上」が発生していることは認識できなかった。

これは統計法等に反するものとまでは言うことはできず、また、認識できなかったことに

はやむを得ない面があるものの、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ公的統計の改善を図るという観点からは、政策統括官室における職務遂行について改善が求められる。

また、政策統括官室は、令和３年８月に国土交通省からいわゆる「二重計上」の発生について直接的な情報提供を受けていることが確認され、この時点で、集計に係る誤りがある（あった）との疑いを認識できたと考えられる。

その際、政策統括官室は、国土交通省に対し事実を確認した上で適切な対応を求めたり、統計委員会へ報告する等の対応を行うべきであったが、そのような対応を取らなかったことは、統計法等に反するものとまでは言うことはできないが、不適切な対応であったとの指摘は免れない。近年、統計の品質に対する関心や要求水準が従来以上に高まっており、そのような変化に対応して組織としての対応能力向上や意識の改革が強く求められる。

政策統括官室は、令和２年 10 月以降のいくつかの時点で、国土交通省との接触を通じて、調査票情報の集約・消去が行われていたことを把握できた可能性がある。調査票情報の集約・消去は、データ入力上の便法として行われたものと推認されるものであり、これを認識した際に国土交通省に対し何らの対応をとらなかったとしても直ちに問題になるものではないが、原記入データを残しておく観点からは、調査票情報の消去が行われていると認識できれば国土交通省に何らかの要請をすることも考えられた。政策統括官室は、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点から、一層の努力が求められる。

政策統括官室は、平成 31 年１月に行われた基幹統計の一斉点検を通じ、いわゆる「二重計上」が発生していること等は認識できなかった。このような点検においては、リスク要因をすべて網羅した複雑多岐にわたる点検を一斉に行うことは現実的でなく、むしろ、点検の初期段階で明らかになった問題が他の統計で生じていないかを確認するため一斉点検を行い、点検の期間中、各府省と何度もやりとりを繰り返すといった手法が現実的であり、このような手法を採ることには一定の合理性があるものと考える。

政策統括官室における国土交通省からの相談への対応等については、一部の時期においては、統計法等に反するものとまでは言うことはできないが、既存の担当による役割分担の隙間に落ちたような対応であったとも考えられるものがあった。政策統括官室内の縦割りの是正と、各府省とのコミュニケーションが双方向においてより緊密かつ率直となるよう改善する継続的な努力が求められる。

受注動態統計調査における不適正な処理の問題が早期に発見されず、対応が遅れたこと

の原因には、政策統括官室において、日常業務の中で統計の品質と信頼の確保に支障が生じるリスクの端緒をつかむ仕組みや、その端緒をつかんだ場合に責任を持って対応する仕組みが不備・不明確となっていたこと、その結果、政策統括官室内の縦割り意識、重大事案発生リスクに対する職員の意識の希薄さ、重大事案発生とその可能性についての政策統括官室と各府省との率直な報告や意思疎通が不十分であったことがあると考えられる。また、何よりも、政策統括官室において、「公表数値の誤り」が最大のリスクであるという基本認識が十分徹底されておらず、個別の統計において誤りが発生することへの政策統括官室の警戒心や関心が薄かったことがあり、それが今回の事案により顕在化したと考えるべきである。近年では、従来以上に統計の品質に対する関心や要求水準が高まっており、そのような変化への適応が求められる政策統括官室は、本件と同様の問題発生の防止に向けて、今回の精査により判明した課題を踏まえ、統計作成府省と連携して公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要がある。

この精査を通じて、統計の品質確保という公的統計の最も基本的かつ重要な課題が改めて浮き彫りになった。この問題については、一つの府省、一つの統計調査に関する問題としてとらえるのではなく、この経験から得られた教訓を全府省の統計の品質向上及び重大リスク事案の発生防止に役立てる必要がある。統計の品質確保については、先般の毎月勤労統計調査の不適正事案に対応して、令和２年６月改定の「公的統計基本計画」に様々な取組が盛り込まれたが、それらはまだ実施の途上にあり、各府省の統計業務に十分浸透・定着するには至っていない。今後は、総務省及び各府省が一丸となってこれらの取組をさらに強化・加速して推進することが必要である。

タスクフォースとしては、これらの課題の解決に向けた取組として、早急に具体化すべき取組を提示するとともに、今後統計委員会において行われる議論等で活用できるよう、いくつかの今後の検討課題を参考として提示した。

＜早急に対応すべき取組＞

- 誤り対応ルールに基づく的確な対応の徹底に向けた支援
- 各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定
- 個別統計に関する情報の集約・管理・活用
- 誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善
- 研修の充実

＜今後の検討課題＞

- 統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現
- 見える化状況検査の再開とその活用
- 統計作成プロセス診断の有効性の強化

・　既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザリー機能の付与・強化
・　政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

第１　精査の前提

１　対応精査タスクフォースの設置とその目的・趣旨

令和３年 12 月、国会審議において、内閣総理大臣から、受注動態統計調査に係る問題について、経緯や原因の検証を行い、信頼回復に向けての努力をしていかなければならない旨の発言があった。また、総務大臣から、この問題に対する総務省の対応を含め、統計の専門家による第三者委員会である統計委員会において精査していく旨が表明された。

これを踏まえ、令和３年 12 月 24 日に第 171 回統計委員会・第 19 回企画部会（合同開催）が開催され、席上、総務大臣から「総務省における本件における過去の対応を含めて、統計の専門家として第三者の立場から、経緯や原因の検証を徹底的に行っていただきたい」旨の要請があった。

統計委員会では、これを受け、受注動態統計調査に係る問題についての精査を開始することが決定された。そして、受注動態統計調査の問題に関し議論すべき課題は、①国土交通省の対応についての検証、②総務省政策統括官室の対応についての精査、③公的統計に対する国民の信頼の確保方策の３点とされ（参考資料１）、①を国土交通省の第三者委員会で、②を統計委員会で検証等を行った上で、統計委員会が、それらの結果を改めて全般的に精査し、③の検討を行うこととされた。

このための検討体制として、統計技術面を含めた公的統計の改善を進め、国民の信頼を回復するために、上記②について機動的、効率的かつ短期集中的な検証を行うことを目的とする「対応精査タスクフォース」（以下、「タスクフォース」という。）の設置が決定された（参考資料２）。

12 月 26 日、タスクフォース第１回会合が開催され、精査の進め方として、次の点が合意された。

- 本精査は、この問題が生じた要因を客観的に明らかにするにとどまらず、適正な統計作成プロセスの実現を目指すことを通じ、公的統計の改善につなげるために行われるべきものであること
- タスクフォースの調査事務を担当する事務局職員は、総務省行政評価局からの職員のみで構成するとともに、受注動態統計調査に関し審議を行った統計委員会の会議（評価分科会等）に関わる職員等のヒアリングには、当該会議に関与した経験のあるタスクフォースメンバーは原則として対応しないことで、中立性を担保すること
- 受注動態統計調査において、いわゆる「二重計上」が発生する原因となった、回収率低下を考慮した推計方法の導入に係る政策統括官室と国土交通省とのやりとりが想定される時期（平成 22 年度）以降を精査の対象とするとともに、そのうち、政策統括官室と国土交通省とのやり取りが頻繁に行われたと考え得る時期を重点的に精査するこ

と[1]

２　受注動態統計調査に係る問題の所在

(1) 国土交通省における対応等の経過[2]

国土交通省では、建設行政等に必要な基礎情報を得るため、建設工事統計調査を実施している。この調査は、建設業者の施工した建設工事の完成工事高等を年次で調査する施工統計調査と、建設業者の建設工事受注動向を月次で調査する受注動態統計調査の２つの調査で構成されている。

受注動態統計調査の調査対象は、施工統計調査において完工高が１億円以上の業者から抽出した約 12,000 業者（甲調査）と、大手 49 業者（乙調査。甲調査の対象にも含まれる。）とからなる。

受注動態統計調査においては、開始時期は不明であるが、提出期限を過ぎた後に提出された調査票（以下、「期限後提出調査票」という。）の情報を提出月の調査票と一括して入力することができるよう、提出月の調査票の「受注高」の欄を当該月の数値と期限後提出調査票の数値との合計値に書き換える（期限後提出調査票の「受注高」の欄の数値は消去する）取扱い（以下、この取扱いを「調査票情報の集約・消去」という。）をし、期限後提出調査票の数値を提出月の数値と合算して集計する処理（以下、「合算集計処理」という。）を開始した（この合算集計処理は、指示を受け都道府県が行っていた。）。

国土交通省では、平成 22 年１月から省内に検討会を設け、推計方法の見直し、すなわち、調査票を提出しなかった事業者に係る数値（欠測値）を推計値で補完する処理（以下、「欠測値補完処理」という。）を導入することについて検討を開始した。この検討会での結論が 22 年３月に出され、国土交通省は、25 年４月から、欠測値補完処理として、回収率等を考慮した推計を開始した。上述の期限後提出調査票の合算集計処理についてはそれ以降も続けられたため、当該事業者分の受注実績は重複して計上されることとなった。

令和元年６月から、会計検査院は、公的統計の整備に関する会計検査を開始し、その

---

[1] ただし、タスクフォースの精査は、国土交通省側の検証と並行する形で行ったため、国土交通省の総務省への対応に改善すべき点があったか等については精査・判断できていない。また、国土交通省側の検証で把握される新たな事実については反映されていない。今後、国土交通省の政策統括官室への対応に係る事実関係等が明らかになった段階で、政策統括官室と国土交通省との間におけるコミュニケーション上の問題については、再評価すべき点が生じる可能性がある。

[2] 精査の前提として、精査開始時に明らかであった事実を第 171 回統計委員会に国土交通省が提出した資料及び会計検査院の報告書を基に記載したものであり、タスクフォースの精査期間の途中で国土交通省から総務省に報告があり、総務省からタスクフォースに令和４年１月８日に説明のあった事実（第２の脚注１参照）については記載していない。

過程における同年 11～12 月に、検査対象の複数の県に対し、事務レベルで期限後提出調査票の書き換えについての指摘を行った。その後、国土交通省は、当該県から当該指摘に関する情報を入手し、それを受けて、令和２年１月、都道府県に対し、期限後提出調査票の合算集計処理に係る作業を行わず、そのまま国に提出するように指示した。ただし、合算集計処理自体は、その後も国において引き続き行われ、期限後提出調査票の合算集計処理により集計した統計が作成・公表されていた。その理由として、国土交通省は、令和２年１月より前との比較可能性を確保するためとしている。

その後、国土交通省は、期限後提出調査票の合算集計処理を行うのではなく、年度終了後、それらの数値を反映した確報を出すという運用に転換することとし、令和３年４月分からは、期限後提出調査票の合算集計処理を完全に止め、併せて、令和２年１月分からの、合算を行わない新たな運用による集計結果を遡って公表した。それと同時に、本統計調査の母集団情報となる施工統計調査における見直し[3]を踏まえ、推計方法の見直しも行った。

(2) 統計の見地から見た問題の所在

受注動態統計調査に係る問題点の厳密な分析は、タスクフォースの精査のほか、国土交通省の検証委員会による検証の結果も踏まえて行われるべきであるが、上記(1)に示した国土交通省の対応等の状況については、統計の見地から見て、少なくとも、おおよそ次のような問題があると考えられる。

① いわゆる「二重計上」の問題

平成 22 年以前のある時期から期限後提出調査票の合算集計処理を行っていたこと自体は、期限後提出調査票をできるだけ集計結果に反映しようとする努力とみなすことができる。ただし、この方法では、受注の発生時点の状況を集計結果に正確に反映することはできない。

また、平成 25 年４月からは、期限後提出調査票の合算集計処理を継続したまま新たに欠測値補完処理を導入したことにより、期限後提出調査票のデータについては、実データと補完に相当する部分が二重に計上されることとなった。仮にこの時点で合算集計処理を取り止めていたとすれば、いわゆる「二重計上」を回避することができたと考えられる。

いわゆる「二重計上」の問題の存在を認識するには、統計作成プロセス全体を通じて、合算集計処理と欠測値補完処理の両方が使用されていることを同時に認識することが前提条件となる。このようないわゆる「二重計上」問題により、集計結果は過大となっていた可能性があるが、この点を確認するには、国土交通省の検証委員会の

---

[3] 従来は、施工統計調査の無回答業者は、「実績なし」として取り扱っていたため、過少推計となっているとの指摘を各方面から受けていた。このため、行政記録情報（経営事項審査結果）、経済センサスを活用した方法により欠測値の補完を行うこととした。

結果等を踏まえ、実際の集計方法を精査する必要がある。

② 誤りの認識後の対応

統計作成における誤りを発見した際には、速やか、かつ、適切に情報を開示するよう、各府省の統計幹事の下で所定の手続が定められているが[4]、今般の事案においては、国土交通省はこれに沿った適切な対応をしていないと考えられる。

③ データ保存の不備

受注動態統計調査においては、期限後提出調査票の合算集計処理に伴い、調査票情報の集約・消去がされていたとのことであり、これにより、原記入のデータが消滅した可能性がある。

建設工事統計調査規則（昭和 30 年 11 月 4 日建設省令第 29 号）によると、保存期間は紙媒体では２年、電磁的記録では永年とされているが、調査票情報の集約・消去前のデータが保存されていないとすれば、合算集計処理が行われている期間について、原記入のデータに基づく遡及訂正を行うことができない可能性がある。

タスクフォースでは、このような問題認識の下、特に政策統括官室と国土交通省の間で連絡・相談等があったと考えられる期間について、「①二重計上の問題」及び「②誤りの認識後の対応」の問題を中心として、政策統括官室における対応について精査し、その適否及び改善の可能性等を検討した。

３ 精査の対象とした組織

(1) 政策統括官室の業務

総務省政策統括官（統計制度担当）は、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案や、統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定などを分掌する局長級ポストである（参考資料３）。

我が国のいわゆる「分散型統計機構」においては、品質の高い統計を作成することは統計作成官庁の最重要の責務であり、政策統括官室はその取組を制度面や専門的見地から調整し、支援する役割を担っている。具体的には、政策統括官室は、統計法を所管し、我が国の公的統計制度についての企画・立案・調整、統計調査の実施についての審査・調整等や、統計整備計画の立案、基幹統計調査の変更等について統計委員会の意見を求める等の業務を行っている。このうち、統計調査の実施についての審査等に係る業務は、３人配置された統計審査官（課長級ポスト）のうち２人が担っている[5]（参考資

---

[4] 内閣官房統計改革推進室が令和２年６月に示したひな型に沿って各府省が定める、公表数値の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールのこと。国土交通省においても定められている。

[5] ２人の統計審査官を含む 17 人（令和３年４月１日現在）の職員により、年間 118 件の統計調査の承認（令和２年度。基幹統計調査 32 件、一般統計調査 86 件）を行っている。

料４）。また、これらの業務を行う体制とは別の体制で、統計に関する重要事項について審議・提言を行う統計委員会の事務局業務も担っている。

(2) 精査の対象とした主な組織

精査対象である受注動態統計調査に係る政策統括官室の対応の多くは、以下の２つの組織において行われていることから、特にこれらの組織における対応を中心として精査を行った。

① 経済統計審査官室 [6]

経済統計全般を扱っており、受注動態統計調査を含む建設工事統計調査も担当している統計審査官室である。

統計審査官室は、統計作成府省が統計法上の調査計画の変更を行う場合に、当該府省から変更申請を受理し、これを審査・承認する事務を担当する部局であり、審査する統計調査について、提出された資料の審査、統計委員会への諮問、部会等での説明等の業務を行う中で、各府省とやり取りを行うことが多い。

② 統計委員会担当室 [7]

平成 28 年４月に、統計委員会が内閣府から総務省に移管された際、統計委員会の中立公正な運営を図ることを目的として、訓令により置かれた組織である（参考資料５）。

統計委員会担当室は、統計委員会の議事運営に関する調整のほか、同委員会に置かれる８つの部会及び評価分科会の議事運営に関する調整を行っており、これらの業務を行う中で、各府省とやり取りを行っている（部会、分科会については用語解説参照）。

４ 精査の対象とした時期及び精査における重点期

上記２の経緯を踏まえ、平成 22 年度 [8] 以降の期間における総務省の本件に関連する対応を、今回の精査の対象とした。

また、このうち、次の４つの時期については、国土交通省とのやり取りが一定程度行われていたことから、これらを精査における重点期とした。

① 平成 23 年　推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申時

受注動態統計調査の推計方法の変更を含む建設工事統計調査の変更について、統計委員会への諮問が行われ、適当である旨の答申がなされた。

---

[6] 令和３年４月現在の職員数は９人である。

[7] 令和３年４月現在の職員数は 23 人である。

[8] 国土交通省における、調査票を提出しなかった事業者に係る数値を推計値で補完する集計処理を導入することについての検討（上記２参照）が終了し、総務省への相談等が開始された時期。なお、さらに時期を遡ることもあり得たが、ヒアリング等の結果、その必要性は認められなかった。

② 平成 31 年１月　基幹統計の一斉点検の実施時

基幹統計に関する一斉点検が行われ、各府省から点検結果が報告されたが、国土交通省から受注動態統計調査に関し、いわゆる「二重計上」に関する問題点等の報告はなかった。

③ 令和２年 10 月前後　評価分科会における対応時

第８回評価分科会において施工統計調査の推計方法の見直しが議論されたが、その際の参考資料として、受注動態統計調査における期限後提出調査票の合算集計処理の見直しに関する資料等が含まれていた。また、同時期に行われた建設工事統計調査の調査計画の変更に係る事前打合せの際に、受注動態統計調査の期限後提出調査票の合算集計処理を行っている旨の資料が提出されていた。

④ 令和３年８月頃　会計検査院の報告書に関する国土交通省からの情報提供時

会計検査院が「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」を公表したが[9]及び[10]、その公表に先立って行われた国土交通省から総務省に対する情報提供の添付資料の中に、いわゆる「二重計上」に関する直接的な情報があった。

５　精査の方法

タスクフォースにおいては、主として、次の３つの調査方法をとった。

① 関係文書[11]の調査

② 関係職員への書面調査

③ 関係職員からのヒアリング

このうち、

①については、平成 22 年度以降に政策統括官室が作成又は取得した、受注動態統計調査に関係する一切の行政文書の提出を求めた。提出された文書は、紙媒体で５冊（約 4,500 枚）、電子ファイルで約 3,400 ファイル（約 2.5 ギガバイト）である。また、これらのほか、職員から、任意で文書が提出された。

②については、重点期に政策統括官室に在籍した職員などに書面を送付し、回答を求めた（参考資料６）。

③については、現在の政策統括官室幹部職員、建設工事統計調査の審査を担当する経済統計審査官室の職員、一斉点検において国土交通省を担当した職員、評価分科会の事務を担当した統計委員会担当室の職員など、既に退職した者を含め、計 24 人からのヒアリングを行った（参考資料７）。このヒアリングは、全て複数のタスクフォースメンバーによ

---

[9] 会計検査院 HP　https://www.jbaudit.go.jp/report/demand/r03.html

[10] ３月頃から、会計検査院から総務省に対して、特別検査の検査結果についての質問等が送付されていた。

[11] メールを含む。

り行った。

また、令和２年 10 月に開催された評価分科会に関しては、当時のメンバーの認識も確認した。

なお、この確認も含め、タスクフォースメンバーは、従前に自身が関与した評価分科会等に関わる対象者のヒアリングには原則として対応せず、それ以外のタスクフォースのメンバーが行うことで、中立性を担保した。

また、本報告書の策定に当たっては、馬場亨二弁護士（馬場亨二弁護士事務所・総務省大臣官房秘書課監察室長）に協力いただいた。

第２　精査の結果

以下、タスクフォースの精査により確認された事実及びそれに対する総務省の認識を、時期ごとに整理して記す[1]。

１　平成 23 年　推計方法の変更に係る統計委員会への諮問・答申（重点期①）

（確認された事実）

ア　平成 23 年４月から７月にかけて、経済統計審査官室の担当者は、国土交通省から建設工事統計調査の調査計画変更申請に係る説明（受注動態統計調査の推計方法の変更を含む。）を受けたことが確認できるが、当時の担当者の受領資料及び内部検討資料には、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去についての説明や、いわゆる「二重計上」の可能性をうかがわせる記載等は確認できない[2]。

イ　７月５日付で、国土交通大臣は、建設工事統計調査に係る承認事項の一部を変更したいとして、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第１項の規定に基づき総務大臣の承認を求める申請を行った。これは、建設工事統計調査の統計精度の一層の向上を図る観点から、抽出方法及び推計方法の見直しを行うとともに、建設産業構造をより的確に把握するため調査事項の変更を行うものであり、具体的な変更点は、①施工統計調査の抽出方法の見直し、②同調査の調査事項及び集計事項の変更であった。

当該変更申請については、７月 22 日に開催された第 47 回統計委員会において諮問され、同日、産業統計部会に付託された。諮問に当たっては、変更点として、③受注動態統計調査の推計方法の見直し、すなわち、受注動態統計調査の月間受注高等の推計において、統計精度の向上を図るために、従前から復元倍率として抽出率の逆数を使用していたことに加え、これに都道府県別・抽出層別の回収率を加味する処理を導入する旨の内容が含まれていた（参考資料８）。

ウ　本諮問案件については、８月３日に開催された第 29 回産業統計部会及び８月 23 日に開催された第 30 回産業統計部会において議論された後、受注動態統計調査の推計方法の見直しを含む諮問事項について、一部に条件を付した上で[3]、承認して差し支えな

---

[1] 本文に記述するもののほか、令和４年１月８日に開催されたタスクフォース第２回会合において、政策統括官室から、前日の１月７日に、国土交通省から政策統括官室に対し、平成 25 年４月から実施した推計が不正確な方法となっていたこと、令和元年 12 月分から都道府県における期限後提出調査票の合算集計処理を取りやめることとしていたが一部の都道府県では継続されていたことなどの報告があった旨の説明があった。その際、政策統括官室は、１月７日に初めて当該事実等を把握した旨主張し、また、関係文書からも、当該事実等を１月７日より前に政策統括官室が承知していた跡は確認できない。

[2] また、当時の経済統計審査官室の担当者のファイルには、国土交通省から入手したと思われる資料（国土交通省が平成 22 年に行っていた同省内での受注動態統計調査の推計方法見直しに関する検討会に関する資料等）、当時の担当者が作成したと思われる統計審査の準備メモ等（いずれも入手・作成時期は不明）が保存されており、これらにおいても、期限後提出調査票の合算集計処理や調査票情報の集約・消去についての説明や、いわゆる「二重計上」の可能性をうかがわせる記載等は確認できない。

[3] 施工統計調査の調査事項である「国内建設工事の年間受注高」及び「租税公課」、さらに「集計事項」においては、所要の措置（①削除する計画である「国内建設工事の年間受注高」のうち、合計については

い旨の答申案が了承された[4]。これら部会の審議における会議資料及び議事録では、従前から期限後提出調査票の合算集計処理が行われていたことに関する記載や言及は確認できない。その後、８月 29 日に開催された第 48 回統計委員会において、産業統計部会の答申案が報告され、９月 22 日に開催された第 49 回統計委員会において答申が決定された（参考資料８）[5]。

エ　これを踏まえ、政策統括官室では、調査計画変更を承認する手続を行い、10 月６日付で国土交通大臣に承認した旨を通知した（参考資料９）。

オ　国土交通省では、平成 25 年４月から、受注動態統計調査において欠測値補完処理を導入した。その際、その開始時期は不明であるが、期限後提出調査票の合算集計処理も継続していたことから、一部の実績が重複して計上されることとなった（いわゆる「二重計上」が開始されたと推定される。）。

カ　上記のアからエの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、いわゆる「二重計上」が発生する可能性があることが論点となった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

（総務省の認識）

キ　政策統括官室は、当時、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去について認識しておらず、受注動態統計調査においていわゆる「二重計上」が発生している可能性も考えていなかったと主張する。

２　平成 27 年１月　受注動態統計調査の計画変更

（確認された事実）

ア　平成 27 年１月 13 日付で国土交通大臣から総務大臣に対し、建設工事統計調査の調査計画変更申請が行われたが、その内容は受注動態統計調査の一部の調査事項名の変更及びこれに伴う集計表の変更であり、実質的な内容変更を伴わない調査計画の表現ぶりや調査票様式の変更に該当するものと考えられたことから、統計委員会への諮問・答申を経ず、承認された。

イ　上記のアの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における欠測値補完処理、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、

少なくとも２年間は残し、受注動態統計調査から推計した年間受注高の検証を行うこと、②経済センサス-活動調査と異なる租税公課の事業税の取扱いについては、記入要領等において明確にすること、③業種別・都道府県別集計については、32 業種で実施すること）をとることを条件とした上で、承認して差し支えない旨の答申がなされた。

[4] 第 30 回産業統計部会議事録
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sangyou/sangyou_30/proceedings.pdf

[5] なお、答申においては、「今後の課題」として、①建設業者の主業決定方法の改善、②標本設計の見直し、③行政記録情報の活用の３点が示されている。政策統括官室における計画変更承認の決裁資料においても、答申に示された「今後の課題」について、国土交通省を指導する旨の記載が確認できる。

いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが論点になった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

３　平成 31 年１月　基幹統計の一斉点検の実施（重点期②）

（確認された事実）

ア　平成 31 年１月 11 日、厚生労働省における毎月勤労統計調査における不適切事案の発生を受け、内閣官房長官が各府省に対して、全ての基幹統計の点検を行うよう指示した。

これを受け、１月 16 日、総務省は各府省に対し、調査対象の選定方法[6]には総務大臣が承認した調査計画や公表されている事項と相違がないか、抽出調査においては統計的な処理（復元）が適切に行われているか[7]等の点検項目を示して作業内容を説明するとともに、各府省が統計幹事を中心に自ら点検を行い、点検事項に限らずこれを機に新たに把握できた問題等を含め、点検の結果を１月 22 日までに総務省に報告するよう依頼した（参考資料 10）。

また、１月 25 日には、それまでの各府省からの報告を踏まえ、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間など５項目[8]について調査計画や公表されている事項との相違がないか、さらに、法定受託事務については国が正しく指示を出しているかについて改めて点検し、１月 28 日までに報告するよう追加依頼を行ったことが確認できる。

イ　１月 16 日の総務省の依頼を受けて、１月 22 日に、国土交通省から総務省に点検結果が報告されたことが確認できる。

国土交通省からの報告中、建設工事統計調査（施工統計調査及び受注動態統計調査）については、

- 受注動態統計調査の復元推計について、点検作業表の「２　復元推計の実施」の欄に「調査設計とプログラムが整合していることを委託業者に確認」との記載が、また別添資料に抽出数の逆数及び回収率の逆数を復元乗率としているとの記載がある
- 不適切な事例として、事業者からの報告内容に誤記載があり、公表値が実態よりも大きい値で公表されていたことが判明したため、今後、正確な値を確認した上で訂正して公表する旨の記載がある

ことが確認できる（参考資料 11）。

また、国土交通省からは、１月 28 日に追加依頼分の点検結果が報告され、建設工事

---

[6] 調査対象の範囲（地理的範囲及び属性的範囲）、全数調査/抽出調査の別、抽出方法（全数/無作為/有意抽出、母集団の情報）、抽出率、標本設計の概要、報告者数等である。

[7] 集計プログラムにおける復元処理の点検を含む。

[8] 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めるために用いる方法、報告を求める期間、使用する統計基準（例：日本標準産業分類、日本標準職業分類など）及び調査票情報の保存期間及び保存責任者の５項目である。

統計調査については、承認内容等との相違はなく、法定受託事務の指示については年１回都道府県担当者会議を開催している旨の報告があることが確認できる。

これらの報告中、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去についての説明や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性をうかがわせる記載等は確認できない。

ウ　１月 24 日、総務省は、基幹統計の一斉点検結果を取りまとめ、「基幹統計の点検及び今後の対応について」を公表した。

エ　上記ア～ウの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における欠測値補完処理、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが論点になった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

（総務省の認識）

オ　総務省は、

- 一斉点検は、毎月勤労統計調査と同様の問題が他の政府統計で発生していないかという点を中心に各府省が自己点検したものであって、毎月勤労統計調査で確認された①総務省に承認された調査計画と調査実態の乖離、②抽出調査の復元推計の誤りについては明示的に点検を行わせたが、その他については、点検期間中に各省が気付いた問題を報告してもらったものである
- 調査計画と調査実態の乖離の有無を点検対象としていたものの、調査計画の内容は統計調査の実施に係る全ての工程を記載しているわけではなく、受注動態統計調査における集計の際の処理までは点検対象となっていない
- 国土交通省から、欠測値の推計方法、期限後提出調査票の合算集計処理、いわゆる「二重計上」についての相談、協議等はなかった

として、当時、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が行われていること、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識することは困難であったと主張する。

４　平成 31 年１月～令和元年９月　一斉点検結果を踏まえた点検検証部会における検証の実施

（確認された事実）

ア　平成 31 年１月 30 日、第 131 回統計委員会が開催され、総務省が行った一斉点検結果を踏まえた統計委員会としての点検検証の方針、範囲、体制等について審議され、基幹統計に加えて一般統計についても不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に関する事項を審議するため、新たに点検検証部会を設置することが決定された。

イ　２月 19 日に開催された第１回点検検証部会では、部会長案として提示された「基幹

統計に関する追加調査に向けた「視点」について」[9]について議論された。具体的には、不適切事案の再発防止について６つ、不適切事案の発生時対応について３つ、品質向上について４つの視点が示された[10]。

３月５日に開催された第２回点検検証部会では、点検検証を効率的に行うため、ターゲットとなる統計及び項目を絞り込む予備審査を行うこととし、第１回部会で議論された視点が「予備審査（統一的審査）に向けた「視点」について」として決定されるとともに、各府省に対して行う書面調査の調査票について議論、了承された。この書面調査票は、３月８日、総務省から基幹統計調査所管の各府省に対し送付された。

ウ　４月８日に開催された点検検証部会第１ワーキンググループ会合（第３回）において、国土交通省から提出された書面調査票[11]を基にヒアリングが行われたが、書面調査票には期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去に関する記載、いわゆる「二重計上」が発生している可能性をうかがわせる記載は確認できず、また、同会合においてこれらについて議論が行われた跡は確認できない。

エ　令和元年５月９日に開催された第３回点検検証部会では、各ワーキンググループ会合における議論が報告された上で、今後重点的に審議していくターゲットについて議論が行われた。５月 23 日に開催された第５回点検検証部会において、重点検証の対象となる統計調査（毎月勤労統計調査など５調査等）が決定されたが[12]、建設工事統計調査はその対象となっていない。

オ　６月 27 日に開催された第 138 回統計委員会において、点検検証部会長から第１次再発防止策（案）について説明が行われた後、「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」が決定された。また、９月 30 日に開催された第 141 回統計委員会において、点検検証部会長から、６月から９月までに行われた重点検証の結果を踏まえた最終的な再発防止策（案）について説明が行われた後、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」が決定された。

なお、９月 30 日に決定された建議において指摘された事項のフォローアップを行うため、10 月 11 日、総務省から各府省に対し、一斉点検において報告があった不適切事案の改善に向けた対応状況について、10 月末までに中間報告を、12 月末までに最終報告をするよう依頼しているが、国土交通省からは、建設工事統計調査について、２月に

---

[9] 第１回点検検証部会資料５ https://www.soumu.go.jp/main_content/000601192.pdf

[10] 再発防止については、①チェック・審査（集計・公表段階だけでなく、実査段階も含む）、②委託事業者、地方公共団体の履行確認、③調査・集計方法の透明性、④プロセスごとの責任の所在、⑤結果数値の妥当性に関する外部からの指摘、⑥承認申請形式の適切性の６つである。発生時対応については、①必要なデータ等の保存、②発生時の対応ルール（把握時点での適時開示など）、③行政利用の事前把握の３つである。品質向上については、①人員・体制、②職員の能力（研修等）、③統計ニーズ（行政外を含む）の把握と対応、④関連システムの更新の適切性（古いシステムが使われていないか）の４つである。また、視点は必要に応じて追加することとされた。

[11] 点検検証部会第１ワーキンググループ会合第３回資料 2-5
https://www.soumu.go.jp/main_content/000613616.pdf

[12] 第５回点検検証部会資料２　https://www.soumu.go.jp/main_content/000621117.pdf

改善策を公表済みであったことから、中間報告・最終報告ともに特段の追加報告はされていないことが確認できる。

カ　上記のアからオの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における欠測値補完処理、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが論点になった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

５　平成 29 年３月～30 年３月　横断的課題部会における対応

（確認された事実）

ア　平成 29 年３月 21 日に開催された統計委員会第 77 回基本計画部会・第９回横断的課題検討部会（合同部会）において、「平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 28 年度下半期審議分）」が了承された。この中で、「事業所及び企業を対象とする基幹統計調査における欠測値、外れ値に関する原則的対応について各府省からヒアリング等を行い、実態を整理する」こととされた。

イ　これを受け、建設工事統計調査（施工統計調査、受注動態統計調査の両方）を含む、事業所及び企業を対象とする 33 の基幹統計調査について、総務省の担当者が各府省からのヒアリング等を行った。

その結果は、平成 30 年２月 14 日に開催された統計委員会横断的課題検討部会第６回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループに報告されたが、その資料中、受注動態統計調査については、「全部非回答の事業所・企業の一部又は全部を集計の対象外として処理（全部非回答の発生を考慮し回答事業所・企業の復元倍率を調整（「ウエイト調整」を実施）」と記載されていることが確認できる[13]。

ウ　平成 30 年３月 28 日に開催された統計委員会第 15 回横断的課題検討部会において、上記の検査結果等を踏まえて作成された「平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（以下、「精度検査報告書」という。）が了承され、12 の統計調査について見直しを指摘し、順次、統計委員会で対応をフォローアップすることとされた。精度検査報告書では、施工統計調査については指摘があったものの[14]、受注動態統計調査については既に欠測値補完処理がされていたため（１参照）、特段の指摘は行われていない。

なお、平成 30 年３月６日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」

---

[13] 統計委員会横断的課題検討部会第６回統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ資料 1-4 https://www.soumu.go.jp/main_content/000533099.pdf　167～171 ページ

[14] 施工統計調査については、「回収率が約 60%であるが、全部非回答を「生産なし」と見なして、線形推定が行われており、調査結果が過小になっていると見込まれる。」とされ、「未回答事業者の実態について検証を行うことが必要」「回収率向上に向けた方策の検討も必要」「経済センサス等との比較検証等を行った上で、当該比較検証に基づき、平成 30 年度に調査方法及び推計方法の見直しに関する結論を得ることが必要」と指摘された。

においては、施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する（実施時期：平成30年度から実施する）とされた。

エ　上記のアからウの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが論点になった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

６　令和２年10月前後　評価分科会における対応（重点期③）

（確認された事実）

ア　平成30年11月28日に開催された第１回評価分科会において、精度検査報告書のフォローアップを行うこと、平成31年３月12日に開催された第２回評価分科会において、施工統計調査の欠測値対応の見直しのフォローアップを行うことが決定された。

イ　第２回評価分科会においては、施工統計調査の欠測値補完の見直しについて議論が行われ、国土交通省が提出した資料[15]において、施工統計調査の推計方法の見直しに関連し受注動態統計調査など他統計への影響を確認することが記載されているが、議事録では、当該部分について国土交通省からの具体的な説明や委員間の議論があったことは確認できない[16]。

ウ　統計委員会担当室は、令和２年９月頃、国土交通省の訪問を受け、建設関係統計の変更について、政策統括官室のどの部署にどこまで相談する必要があるかについて相談を受け、これに対し、経済統計審査官室、統計委員会担当室の役割分担を説明したと主張する。また、９月17日、統計委員会担当室から国土交通省に対し、施工統計調査に係る欠測値補完の見直しの今後の進め方については、調査計画の変更までには至らないという前提の下、統計委員会担当室が担当となるので、第２回評価分科会において宿題事項となった点への回答等を統計委員会担当室に説明すること等を要請したことが確認できる。

　また、９月18日、統計委員会担当室から国土交通省に対し、施工統計調査の欠測値補完の見直しについて第８回評価分科会（10月30日開催予定）で説明することとなった場合、事前準備のため早めに資料を提出するよう要請したことが確認できる。

エ　10月19日、国土交通省から統計委員会担当室に対し、年内の評価分科会で説明の時間をもらいたい、また、そのための打合せをしたい旨の連絡があり、翌10月20日に同省から打合せ資料が送付されたことが確認できる。同資料には、①施工統計調査における推計方法の検証、②①の検証に基づく見直しの他統計（受注動態統計調査など３統計

---

[15] 第２回評価分科会資料１ https://www.soumu.go.jp/main_content/000606181.pdf 13ページ

[16] 第２回評価分科会議事録　https://www.soumu.go.jp/main_content/000648474.pdf　国土交通省からは、施工統計調査に関連して受注動態統計調査との整合性についてもよく議論をしたい旨の発言があったことが確認できる。

及び産業連関表）への影響、③回収率向上に向けた調査事項の見直しの３点が記載されていたことが確認できる。

オ　統計委員会担当室は、国土交通省に対し、「施工統計調査以外の統計の扱いについては評価分科会の審議事項ではないので取り上げられない（精度検査報告書に指摘がないため、評価分科会のフォローアップの対象にならない）」旨説明し、国土交通省から「それでは統計委員会のどこで取り扱ってもらえるのか」と質問されると、「調査計画の変更が必要な事項であれば経済統計審査官室に相談していただきたい」旨を回答したと主張する（ただし、回答したとする年月日は不明である）。また、10 月 21 日、統計委員会担当室と国土交通省がオンラインで打合せを行い、上記エの資料中、②及び③については今回の評価分科会の審議事項ではないため、資料から外すよう統計委員会担当室から改めて申し入れ、国土交通省も了承したと主張する。

カ　10 月 22 日、国土交通省から統計委員会担当室に対し、修正された資料が送付されたが、上記の③の資料は削除されていたものの②の資料は内容に変更なく「参考資料」として残っていたため、統計委員会担当室は国土交通省に対し、今回の評価分科会資料からは外した方がよいのではないかとの旨を再度申し入れ、どうしても資料に入れたいという理由があれば教示するよう連絡したことが確認できる。

　統計委員会担当室は、その後、再び国土交通省から送付された修正資料においても参考資料が削除されず、かつその理由も示されないため、国土交通省に対し電話で理由を問い合わせたところ、「上司がどうしても残しておきたいと言っている」旨の回答があったため、「今回の評価分科会の審議事項ではないので、当日の説明時間はあまり取らないでもらいたい」旨を伝えたと主張する[17]。

キ　統計委員会担当室は、10 月 23 日、評価分科会長に対し事前説明を行ったが、上記資料のうち、受注動態統計調査について記載のある参考資料については詳細な説明はしなかった。また、10 月 28 日にも他の委員に対し国土交通省同席の下で事前説明を行ったが、この際も同様であったと主張する。

ク　10 月 30 日に開催された第８回評価分科会においては、この参考資料が提出され（参考資料 12）、委員から受注動態統計調査への影響について質問があり、国土交通省から説明があったことが確認できるが[18]、いわゆる「二重計上」が発生していることについて言及はなかったことが確認できる。

ケ　令和３年６月 10 日、国土交通省は、令和３年４月分の受注動態統計調査の結果を公表したが、その際、令和３年４月以降、推計方法について、従来から乗じていた数（抽出率の逆数及び回収率の逆数）に加え、施工統計調査における未回答業者の欠測値補完

[17] なお、10 月 19 日に評価分科会委員に送付された第８回評価分科会の開催案内（出席依頼）では、予定される議題に施工統計調査の欠測値補完処理方法の検証は含まれていないことが確認できる。

[18] 最終的な当日の議題は、他の調査に係るもののほか、「建設工事統計調査（施工統計調査）の欠測値対応の見直し」であり、受注動態統計調査については正式な議題となっていない。
議事録 https://www.soumu.go.jp/main_content/000738274.pdf

処理方法に基づく乗率も各標本の調査結果に乗じることにより母集団推定値を算出（復元）する方法に変更する旨、また、報告者のやむを得ない事情等により提出期限から遅れて提出があった調査票については可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っていたが、それでも間に合わない調査票については、毎年度の年度報の公表に合わせて遡及改定を行い反映することとする旨、さらに、これらの変更は、令和２年 10 月 30 日の第８回評価分科会でも報告している旨を公表していることが確認できるが[19]、総務省は、この公表内容について、国土交通省から事前・事後ともに連絡はなかったと主張する。

コ　上記のアからケの一連の流れにおいて、総務省は、国土交通省との間で、数次にわたる資料の確認を含めたやりとりを行っていることが確認できる。

このうち、第８回評価分科会における参考資料及びそれ以前のやりとりで用いられていた当該参考資料の元となった資料中には、

- 「平成 25 年より推計方法を変更（抽出率の逆数に加えて、都道府県別・抽出層別の回収率を加味)」
- 「報告者のやむを得ない事情等により提出期限（翌月 10 日）から遅れて提出があった調査票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票は、翌月に実績があったものとして計上しているところ。」
- 「今般の建設工事受注動態統計調査の推計方法の見直しにあわせて、遅れて提出があった調査票についても当月分の調査結果に適正に反映すべく、毎年度の年度報の公表にあわせて遡及改定を行うこととする。」

との記載が確認できるが、調査票情報の集約・消去や、いわゆる「二重計上」が発生していることについての直接的な記載はなく、これを見た総務省の職員が調査票情報の集約・消去を把握し、あるいは、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を疑い、それらを統計委員会に報告した跡は確認できない。また、評価分科会においても、期限後提出調査票の取扱いについての質問や議論はなく、調査票情報の集約・消去や、いわゆる「二重計上」についても議論されていないことが確認できる。

サ　また、当時、委員であった者も、事前説明や第８回評価分科会において、上記参考資料についての詳細な説明や、期限後提出調査票の取扱いについての説明を受けた記憶はない旨述べている[20]。

（総務省の認識）

シ　総務省は、国土交通省からは、評価分科会の事前打合せ、評価分科会委員への事前説明、評価分科会当日のいずれにおいても、参考資料に記載のある「建設工事受注動態統計調査への影響」中、期限後提出調査票の取扱いに関する部分については特段の説明が

---

[19] 国土交通省ＨＰ　https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000993.html

[20] 当時、評価分科会の委員であった者に対し、書面により確認を行った。

なく、受注動態統計調査において、調査票情報の集約・消去やいわゆる「二重計上」が発生している可能性があるとの認識は持てなかったと主張する。

7　令和２年 10 月前後　国土交通省における調査計画変更の検討（重点期③）

（確認された事実）

ア　経済統計審査官室は、令和２年夏頃（具体的な時期は不明）、国土交通省から建設工事統計調査に係る調査計画変更申請を予定している旨の話を聞いたことから、平成 23 年９月 22 日の第 49 回統計委員会の答申に盛り込まれた「今後の課題」（脚注４参照）への対応状況も併せて報告するよう働きかけたと主張する。

イ　経済統計審査官室は、９月 17 日、統計委員会担当室からの案内により、国土交通省の訪問を受け、同省から、「建設関係統計の計画変更についてすぐに申請（統計委員会への諮問）をしたい」旨の話を聞いたので、「諮問事項に当たるかどうかもわからないので、まずは資料を作って説明に来て欲しい」旨、回答したと主張する。

ウ　令和２年 10 月 15 日、経済統計審査官室と国土交通省の間で打合せが行われ、建設工事統計調査に係る調査計画変更の内容や施工統計調査における推計方法の見直し等について資料が提出されたことが確認できる。

その資料中、「建設工事施工統計調査における欠測値補完の見直し等について（メモ）」と題する資料には、施工統計調査の欠測値補完処理の見直しに伴い、受注動態統計調査について「推計方法の見直し」及び「遅れて提出があった調査票の取扱い」の見直し（年度報公表にあわせて遡及改定）を行う旨の記載があったことが確認できる。

さらに、参考資料として、「※万が一、複数月で提出されてしまった場合について」と題する資料が付されており、当該資料には、「調査票の回収作業の中で、複数月分の調査票がまとめて提出されるケースがあります。以下のようにまとめて提出を願います。」との記載の下、事業者が２か月分や３か月分の調査票をまとめて提出してきた場合には複数枚の調査票における「受注高」の数値を足し上げる処理を行い、その際、提出された調査票を書き換えることや、前月以前の調査票については「受注高」の数値を消去するとともに、調査票の枚数の欄を「２枚目」などと修正することを求めている旨が記載されていることが確認できる（参考資料 13）。

エ　経済統計審査官室は、この打合せでは、国土交通省から建設工事統計調査の調査計画の変更申請事項記載書の案とともに「今後の課題」についても説明があったものの、上記イに記した参考資料について十分な説明はなく、説明の大半は、調査計画の変更とは直接関係がない事項である施工統計調査の欠測値補完の見直しに係るものであったと主張する。

また、経済統計審査官室は、このような国土交通省の説明に対して、

・　説明内容のうち、その時点で調査計画の変更に該当すると明確に言えるものは施工統計調査の調査票の変更のみであり、この内容だけであれば統計委員会への諮問が

不要である「軽微な変更」として処理できる可能性があるが、念のため上司にも確認すること

・　建設工事統計調査については、前回（平成 23 年度）諮問時に「今後の課題」が示されており、それに対する回答が必要となること、また、その回答内容によっては、調査計画の変更内容が「軽微な事項」に該当していても統計委員会に諮問する必要が生じる場合があること

・　施工統計調査の欠測値補完の見直しは「集計方法」の変更に該当すると考えられるが、「集計方法」は調査計画の記載事項ではないため、これを変更しても調査計画の変更が生じないことから、総務省への変更申請は必要ないこと、ただし、無作為調査における標本設計の一部に組み込まれている「母集団推計」については、調査計画の変更に含まれる（申請が必要になる）可能性があると考えるので、その点は今後確認したいこと

・　施工統計調査の欠測値補完の見直しが調査計画の変更に該当せず、統計委員会への諮問が必要ないとしても、過去の評価分科会における指摘事項を踏まえた対応ということであれば、評価分科会への説明は必要になると考えられるので、評価分科会の担当部署である統計委員会担当室に詳細を確認して欲しいこと

等を説明したと主張する。

オ　これを受けて、10 月 31 日から 11 月 4 日にかけて、国土交通省から経済統計審査官室に対し「今後の課題」への対応状況が報告されたが、経済統計審査官室から、その内容が不十分であると考えるため統計委員会に諮問し意見を伺う必要がある旨を国土交通省に回答したところ、11 月 4 日、国土交通省から、調査計画変更申請を行わないこととする旨の連絡があったことが確認できる。

カ　上記のとおり、アからオの一連の流れにおいて、総務省は、国土交通省から、受注動態統計調査における欠測値補完及び期限後提出調査票の合算集計処理に関する資料を受け取り、また、後者に関する説明を受けていたことが確認できる。

ただし、これらの資料には、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去については記載があったものの、いわゆる「二重計上」が発生していることについての直接的な記載はなく、これを見た総務省の職員がいわゆる「二重計上」が発生している可能性を疑ったり、上司や統計委員会に報告したりした跡は確認できない。

（総務省の認識）

キ　総務省は、10 月 15 日の打合せの際の資料及び国土交通省の説明について、

・　期限後提出調査票の合算集計処理については調査計画の変更に関係がない事項であることから、そもそも国土交通省がこれを経済統計審査官室に説明すること自体の必要性に疑問を感じていたため、その内容を確認しなかった

・　説明があった期限後提出調査票の合算集計処理自体について、集計段階の審査とし

て年度計の計算に使用されることは、集計の実務上あり得るものであると考え、国土交通省からは復元倍率の計算方法や、いわゆる「二重計上」が発生しているとの説明もなかったことから、特段問題意識を持たなかった

・　国土交通省は率直に相談しているようには感じられなかった

と主張する。

８　令和３年　国土交通省における調査計画変更の検討

（確認された事実）

ア　令和３年１月 20 日、国土交通省から経済統計審査官室に対し、施工統計調査における欠測値補完の見直しにあわせ、今後、受注動態統計調査における推計方法の見直し（早ければ令和３年４月分公表から、遅くとも令和４年４月分から）及び期限後提出調査票に係る遡及改定（早くても令和３年秋以降）を予定している旨、また、これらについて調査計画変更申請など何らかの手続が必要か確認したい旨の照会があったことが確認できる。

　この照会に対し、経済統計審査官室は、推計方法の見直しは集計方法に含まれるものであり調査計画の変更は要しないが、母集団推計については変更を要する場合がある旨、また、期限後提出調査票に係る遡及改定については調査計画の変更には当たらない旨を回答したことが確認できる[21]。

イ　その後しばらくの間、国土交通省から総務省に対し、建設工事統計調査に係る調査計画の変更申請・統計委員会への諮問に係る相談、連絡等がなかったことから、経済統計審査官室が３月以降複数回（３月、７月、９～10 月）、国土交通省に対し現状報告を求めたところ、国土交通省からは進捗が無い等の回答があったことが確認できる。

ウ　経済統計審査官室は、11 月４日、国土交通省から「建設工事統計調査に係るオンラインシステムを構築する計画が浮上し、それに伴う調査計画の変更も発生する見込みだが、年度内のシステム完成が難しいことから、従前から予定していた調査計画変更申請は、このシステム構築による変更と併せて令和４年度以降、改めて行うこととしたい」旨の連絡があったと主張する。

エ　上記アからウの一連の流れにおいて、調査票情報の集約・消去が議論になった跡や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが議論になった跡は確認できず、また、それらについて総務省が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

９　令和３年３月～８月　会計検査院からの意見照会への対応（重点期④）

[21] この回答をした経済統計審査官室の担当者は、ヒアリングにおいて、当時の回答では、「施工統計調査における欠測値補完の見直しにあわせた受注動態統計調査の欠測値補完処理の見直し」を、「令和２年 10 月の統計委員会評価分科会で国土交通省から説明のあった、施工統計調査における欠測値補完の見直し」と誤認していた旨、また、誤認と気付いたら改めて国土交通省がどういうことをしようとしているのか見たと思う旨を述べている。

（確認された事実）

ア　令和３年３月４日、政策統括官室は、会計検査院から、意見照会として特別検査の検査結果についての質問を受領し、翌５日、これを政策統括官室内に展開したことが確認できる。また、３月 16 日には、検査結果の記載中、「第３　検査の結果に対する所見」の「２　所見」に対する回答の方向性について、オンラインにより政策統括官室幹部・関係課室で検討が行われ、３月 17 日にとりまとめ、会計検査院に対し回答したことが確認できる。

その後、３月 31 日、７月 14 日、８月４日にも会計検査院から検査結果の事実関係等についての意見照会・確認依頼を受領したが、政策統括官室では、いずれも同じ箇所に対する回答について検討が行われ、回答したことが確認できる。

イ　上記アの一連の流れにおいて、政策統括官室内で検査結果の記載中、「第２　検査の結果」の「２　公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況」における受注動態統計調査に関する記載に係る政策統括官への報告、検討及び会計検査院への事実確認、意見提出等がされた跡は確認できない[22]。

また、経済統計審査官室が、これらの過程で、受注動態統計調査に関する記載について国土交通省等に確認した跡や、その内容の検討等を行った跡も確認できない。

ウ　８月 24 日、政策統括官室が会計検査院から報告書案を受領したことが確認できる。

８月 27 日に第 167 回統計委員会が開催され、８月 24 日にそのための統計委員会委員長への事前説明、統計委員会開催当日には委員懇談会が行われたが、いずれの場においても、会計検査院の報告書案に関する政策統括官室からの説明、資料提出等が行われた跡は確認できない。

エ　９月１日、会計検査院の報告書が公表されたが、これ以降、12 月 15 日の新聞報道があるまでの間、政策統括官室が当該報告書への対応等の特段の動きをした跡は確認できない。

エ　上記アからウの一連の流れにおいて、受注動態統計調査における欠測値補完処理、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が議論となった跡や、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があることが議論になった跡は確認できず、また、それらについて政策統括官室が何らかの指摘や質問等を行った跡も確認できない。

オ　また、タスクフォースのヒアリングや書面調査では、報告書の受注動態統計調査に関する記載を 12 月 15 日の新聞報道後に初めて見たと主張する職員、検査結果の記載に当該記載があることを認識していなかったと主張する職員、検査結果の記載の本文を読まず概要資料のみを読んだため当該記載を認識していなかったと主張する職員も見

[22] 調査計画に記載されていない郵送による提出が行われていた案件（８調査）等、政策統括官室の施策等について直接指摘されている部分については、「２　所見」の記載に関連することから、政策統括官室内の検討で取り上げられていたことが確認できる。

られた。

（総務省の認識）

カ　これについて、

・　政策統括官等は、部下職員からの説明が、会計検査院に問題を指摘される可能性がある箇所、すなわち、調査計画と調査実態の乖離に関する箇所や政策統括官室の活動に関係する箇所、又はそれらに関連する箇所を中心に行われたため、受注動態統計調査について記載された箇所を十分認識していなかったことから、

・　政策統括官室の関係課室の職員は、時間が限られていたこと等から、政策統括官室として問題を指摘される可能性がある箇所、特に、調査計画と調査実態の乖離に関する箇所等を中心に精査を行ったが、それ以外の箇所については十分認識していなかったことから、

それぞれ、受注動態統計調査において期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去が行われ、あるいは、いわゆる「二重計上」が発生している可能性があるとの認識は持てなかったと主張する。

10　令和３年８月　会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応（重点期④）

（確認された事実）

ア　令和３年８月 20 日、統計委員会担当室が、国土交通省から、受注動態統計調査における期限後提出調査票の取扱い等について新聞記者の取材を受けたので、相談できる政策統括官室の適切な連絡先を教えてほしい旨の連絡（メール）を受けたことが確認できる。当該メールには、国土交通省作成の取材対応概要メモが添付されており、これには、新聞記者が、期限後提出調査票の合算集計処理やこれに伴う調査票情報の集約・消去に加え、「ダブルカウント」の発生について指摘し、これに対して国土交通省が、「ダブルカウントによる上振れは微々たるものという認識」と回答していることや、「影響が微々たるものということも調査票が残っていないのであれば確認は困難ではないか」と指摘され「実態としての数値が分からない以上、調べることは困難」と回答している旨等が記載されていることが確認できる（参考資料 14）。

イ　同日、当該連絡を受けた統計委員会担当室の職員が、統計委員会担当室内の一部職員及び経済統計審査官室にその内容を添付資料とともに報告し、誰が対応するかについて相談したことが確認でき、その結果、経済統計審査官室が対応することとなったため、統計委員会担当室から国土交通省に対し、経済統計審査官室の連絡先を送付したことが確認できる。

ウ　同日、経済統計審査官室が、国土交通省から連絡（メール）を受けたことが確認できる。

当該メール本文には、

・　新聞記者から、受注動態統計調査について「この３月まで、本来の調査期間（月次統計のためひと月分）ではない過去月の調査票の数字を足し上げていたため、月次の報告として不正確、また取扱いは計画上許容されないはず」との指摘を受けていること

・　「会計検査院の特別報告関係の調査で調査票の取扱いに問題があったと指摘されているものと同様の論点」について指摘を受けているが、当該論点について会計検査院の報告案では「国交省では改善措置済み」との記載になっていること

について記載があり、国土交通省作成の会計検査院特別検査対応の資料及び想定問答が添付されていることが確認できる。

また、当該メール本文及び添付資料によると、国土交通省は、各建設会社等から提出される調査票の取りまとめ・提出に係る事務を行う自治体に対して、「建設会社等が自治体に対し、提出期限が過ぎた過去の月の分の調査票を提出した場合、過去の月の受注実績等を、提出された月の受注実績等に足し上げて（過去の月は受注実績なしの扱いにして）国交省に提出すること」を指示していたことから、これにより作成される調査結果は精度が低いものとなっていると思料される旨の会計検査院の指摘の概要は記載されているが、いわゆる「二重計上」が発生していることについての記載は確認できない（参考資料 15）。

エ　同日、上記ウのメールを受領した経済統計審査官室は、「会計検査院の報告書でも指摘される事項であり、すでに改善措置済みということであれば淡々と対応すればよいとの印象を受けた」旨、国土交通省に回答したことが確認できる。

オ　経済統計審査官室は、国土交通省からこのような連絡があった旨について、８月 20 日及び８月 23 日に、政策統括官室の総括担当の一部職員に対し、「記事が掲載される可能性があるので注意してください」[23]、「既に改善措置済み、という整理になっているので、報道されても国交省の方で淡々と対応すればいいのかな、という印象です。」などとメールで連絡したことが確認できる。また、当該メールには国土交通省作成の取材対応概要メモ、会計検査院特別検査対応の資料及び想定問答が添付されていることが確認できる。なお、政策統括官への報告があったことは確認できない。

カ　国土交通省からの第一報を受けた統計委員会担当室の職員は、８月 20 日以降、自らの疑問点等を国土交通省にメールで取材し、その結果を整理して８月 23 日に統計委員会担当室内の一部職員にメールで報告していることが確認できる。この報告メールには、「平成 25 年以降については「回収率の逆数」により母集団推計する一方で、「遅れてきた調査票を当月分扱いする」としたため、例えばＡ社が６月分の回答時に４～６月分の調査票を一度に回答した場合、６月に３か月分の実績があったものとして、それが母集団に復元されていた、ということです。過大推計となります。」などと記載されて

[23] 一般的に、各府省では、業務に関連する記事が掲載された場合には、できるだけ速やかにその説明資料を作成することが求められる。

いることが確認できるが、その内容については、送信先である統計委員会担当室の職員以外に報告・共有された跡は確認できず、これらの統計委員会担当室の職員がその他の対応を行ったことも確認できない（参考資料16)。

キ　８月24日、経済統計審査官室が、国土交通省から、国土交通省の判断により期限後提出調査票の合算集計処理を行っていたことが統計法違反ではないか、という点について想定問答を作成したので確認して欲しい旨の連絡を受けたことが確認できる。

同日、経済統計審査官室から国土交通省に対し、期限後提出調査票の合算集計処理は集計方法に係る部分であり統計法に抵触するものではないと考える旨、また、「調査計画との関係では、計画に記載されている期日に公表していれば足り、後日それを修正することは特に問題ないかと思います。（誤りが見つかった場合にも当然修正します。統計をより正確にするための措置、ということかと思います。）」との回答をしたことが確認できる。

ク　上記アからキのとおり、一連の流れにおいて、国土交通省から政策統括官室に対し、受注動態統計調査に関して取材があったこと等について連絡や相談が行われており、その内容は、政策統括官室内の一部職員間で共有されていたことが確認できるが、政策統括官や統計委員会への報告は確認できない。

ケ　なお、８月30日には、他の統計審査官室の職員が、新聞記者からの電話取材において、「受注動態統計調査の件についてはどうか」との質問を受け、個々の統計の個別の話については承知していないので、個別担当に確認してほしいと回答した旨を政策統括官室内に報告したことが確認できる。

その報告に関連して、同日、８月20日に国土交通省からの照会に対応した経済統計審査官室の職員が、国土交通省から既に情報提供を受けていたことや、期限後提出調査票の集計上の扱いを変えることについては調査計画との関係では特に問題ないと思料する旨を政策統括官室内で報告したことが確認できるが、これらのやりとりについても政策統括官への報告は確認できない。

（総務省の認識）

コ　これらについて、

- 国土交通省からの第一報を受けた統計委員会担当室は、国土交通省からの照会は、統計法に反するかどうかという内容であり、経済統計審査官室が対応することになった以上、統計委員会担当室として対応する必要はなく、政策統括官や統計委員会への報告の要否も経済統計審査官室の判断に従うと考えていた旨
- 国土交通省からの照会に対応することとなった経済統計審査官室は、期限後提出調査票の合算集計処理について問題となり得る点は、調査計画との関係であると認識しており、その点では問題がなく、かつ、国土交通省は既に改善済みとしていたので、特段の対応は行わず、政策統括官への報告もしなかった、また、統計委員会に本件を報告するかどうかは統計委員会担当室で判断されると考えていた旨

・　国土交通省からの情報が共有された総括担当の職員は、新聞記事が掲載された際に記事想定を作成することを想定しつつ、本件は、国土交通省からの単なる情報共有、あるいは、政策統括官室内における参考までの情報共有であるとの認識であった旨

それぞれ主張する。

サ　また、国土交通省作成の取材対応概要メモが共有された職員は、１人を除き[24]、調査票情報の集約・消去が行われていることや、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識したとする者は確認できなかったが、これらの職員は、その理由について、

・　調査計画違反かどうかがポイントと思っていた

・　期限後提出調査票の合算集計処理を行っていたが既にやめたということなので、問題になるとは思っていなかった

・　期限後提出調査票の合算集計処理において、調査票情報の集約・消去をしていたとは思わず、また、補完している欠測値は０となっているのではないかとも考え、本当にダブルカウントなのかどうか疑わしいと思った

・　取材対応概要メモ中の「ダブルカウント」という言葉を読み飛ばしてしまっていて、認識していなかった

・　メール本文のみを確認し、添付ファイル（取材対応概要メモ）を確認していなかった

等と主張する。

[24] いわゆる「二重計上」の可能性を認識した職員（１人）も、統計法違反ということであれば統計審査官室で対応することとなるほか、上席者にも一連の経緯を報告した上で、それ以降の自身の果たすべき対応については上席者からの指示を待っていたとの認識であった旨主張する。

第３　評価と求められる今後の対応

Ⅰ　評価

第２に記した精査の結果を踏まえた評価は、以下のとおりである。

１　政策統括官室における受注動態統計調査の問題についての認識や対応について

(1) いわゆる「二重計上」が発生していたことへの認識や対応について

①　国土交通省から連絡があった令和３年８月より前の時期について

ア　受注動態統計調査における欠測値補完処理については、平成 23 年７月から９月にかけての統計委員会における諮問、答申のプロセスを通じて検討が行われており（第２　１参照)、政策統括官室、特に、経済統計審査官室及び統計委員会担当室は、25 年４月から欠測値補完処理が行われていたことの情報を得ていた。

イ　また、期限後提出調査票の合算集計処理については、

・　令和２年 10 月に開催された第８回評価分科会の事前準備のための統計委員会担当室と国土交通省との間のやりとりにおいて、国土交通省からの特段の説明はなかったものの、受注動態統計調査では従来からそのような処理が行われていたことに関する資料が提出されていたこと（第２　６参照)。

・　令和２年 10 月の建設工事統計調査の調査計画変更に係る経済統計審査官室と国土交通省とのやりとりにおいて、受注動態統計調査では従来からそのような処理が行われていたことに関する資料が国土交通省から提出され、それについて説明が行われていたこと（第２　７参照)。

・　令和３年３月以降、政策統括官室に対して何度か照会された会計検査院の報告案中、受注動態統計調査では従来からそのような処理が行われていた旨の記載があること（第２　９参照）

が確認できる[1]。

なお、これらより前の期間においては、政策統括官室と国土交通省との間のやりとり等の中で、政策統括官室が、期限後提出調査票の合算集計処理が行われていることを認識し得ると考えられる議論の跡や説明資料等があったことは確認できない。

ウ　一方、政策統括官室の当時の職員は、

・　令和２年 10 月の評価分科会提出資料の受注動態統計調査に関する部分につい

[1] 期限後提出調査票の合算集計処理そのものは、提出の遅れた調査票を集計に反映するための処理であり、国土交通省における事務処理の詳細にわたる部分であるため、当該処理を認知した政策統括官室職員が、当該処理そのものについて何らかの対応をしなかったことについては、問題があるとは認められない。

ての会議前のやりとりにおいては、評価分科会の議題ではないため資料から外す、会議では説明をしないといった資料の取扱いのみが話題に上っており、資料中の受注動態統計調査における推計方法の見直し、期限後提出調査票の合算集計処理に関する記載については、ともに、詳細な説明を聞いていない（第２　６オからコ参照）、

・　令和２年10月の計画変更に関するやりとりにおいては、期限後提出調査票の合算集計処理そのものは調査計画の変更に関係がないことから、また、いわゆる「二重計上」の発生も認識していなかったことから、そもそも国土交通省がそれを説明すること自体に疑問を感じ、その内容も確認しなかった（第２　７オ及びカ参照）、

・　令和３年３月以降の会計検査院報告案への対応においては、業務に直接関連する部分以外の記述については認識が乏しかった（第２　９キ参照）、

旨を主張する。

エ　欠測値補完処理は、経常的な集計プロセスの中であらかじめ定められた推計式等を用いてコンピュータにより実行されることから、その導入に当たっては、どのような推計式等により補完を行うべきかという理論的検討が行われる。他方、期限後提出調査票の処理については、そのデータをどのようにして適正に集計プロセスに取り込むかという実務的な事務処理の性格が強い。このため、統計委員会等においては、受注動態統計調査に関し、前者については理論的・技術的な議論が行われたことがあるが、後者については作業レベルの論点であることから調査実施者に委ねられており、統計委員会等の場において特段の議論は行われていない。

いわゆる「二重計上」の発生又はその可能性が高いことを認識するには、これら二つの処理のいずれも適用されているという事実を職員が認識することが必要となるが、欠測値補完処理と合算集計処理についてそれぞれ別の機会に聞いただけでは全体像がつかみにくく、また、これら二つの処理がいずれも適用されている場合であっても、集計システムの中で工夫することによりいわゆる「二重計上」を回避する手段もあり得ることが想定される。

このため、これら二つの処理がいずれも適用されていることをもって、いわゆる「二重計上」の発生又はその可能性があるとは容易に推測し難い面があるのが実情である[2]。

オ　以上を踏まえ、国土交通省から、いわゆる「二重計上」が発生していることが記載されている文書が提供された時期（令和３年８月）より前の時期（第２の１～９の各時期）における政策統括官室の認識や対応については、以下のように評価する。

[2] タスクフォースが行った令和２年10月当時の評価分科会委員に対するアンケートでも、その全ての委員の回答において、当時国土交通省が第８回評価分科会に提出した資料からいわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識することは困難であった旨の記述が確認できる。

ⅰ　「第２　１～５」の各時期（平成 31 年１月以前）

いわゆる「二重計上」が発生していること及びその可能性を認識することは困難であったと認められる。

ⅱ　「第２　６」（令和２年 10 月前後　評価分科会における対応）の時期

統計委員会担当室は、第８回評価分科会に提出された参考資料について、当該評価分科会の審議予定事項ではないため、関係のない資料は会議資料として添付しないよう、あるいは、審議時間が限られているので会議の場で説明しないよう求めていたことから、当該参考資料中の記述を認識せず、また、国土交通省に明確な説明等を求めなかった。その結果、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識できなかったが、これらは、統計法等に反するものとまでは言うことはできず、そもそも、認識できなかったこと自体にやむを得ない面がある。

もっとも、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点からは（本項脚注５も参照）、統計委員会担当室における職務遂行について改善が求められる（詳細については、下記カを参照）。

ⅲ　「第２　７及び８」（令和２年 10 月前後以降　国土交通省における調査計画変更の検討等）の時期

経済統計審査官室は、期限後提出調査票の合算集計処理等について、国土交通省から説明があったものの、自らが担当する調査計画の変更に直接関係がなかったことから、その内容を確認しなかった。その結果、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識できなかったが、これらは、統計法等に反するものとまでは言うことはできず、そもそも、認識できなかったこと自体にやむを得ない面がある。

もっとも、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点からは、経済統計審査官室における職務遂行の改善が求められる（詳細については、下記カを参照）。

ⅳ　「第２　９」（令和３年３月～８月　会計検査院からの意見照会への対応）の時期

会計検査院の検査結果の記載中、期限後提出調査票の合算集計処理等についての記載があったにもかかわらず、政策統括官室の各担当は、自らの業務に直接関連する部分にのみ注意を奪われ、当該記載の内容を確認しなかった。その結果、いわゆる「二重計上」が発生している可能性を認識できなかったが、これらは、統計法等に反するものとまでは言うことはできず、そもそも、認識できなかったこと自体にやむを得ない面がある。

もっとも、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点からは、政策統括官室における職務遂行の改善が求められる（詳細については、下記カを参照）。

カ　上記オⅱ～ⅳのそれぞれの時期において、受注動態統計調査に係る統計作成プロセス全体を俯瞰的に把握することは必ずしも容易ではないが、政策統括官室においては、統計上の問題があるとの十分な心証を得るのが困難な場合にあっても、各職員が担当する職務の中で、各府省の統計に誤りがありうるというリスクへの警戒心と想像力・洞察力を持って対応することが求められる。

このような求められる対応を踏まえると、各府省の統計に誤りがあるという可能性への警戒心が薄かったこと、特に、上記ⅲ及びⅳの時期においては、それぞれ、当時の事情があるにせよ、期限後提出調査票の合算集計処理に係る国土交通省からの資料及び説明や、会計検査院の検査結果という端緒情報を深掘りできず、誤りを発見する契機を活かせなかったことは反省すべきである。

今後は、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点から、業務を通じて得られる様々な端緒情報を集約し、問題事案の発生を防ぎ、その影響を極小化するために、一層の努力が求められる。

②　「第２　10」の時期（令和３年８月　会計検査院報告に関連した取材対応に係る国土交通省からの照会対応）について

ア　この時期においては、

・　令和３年８月の国土交通省への新聞記者の取材について、国土交通省から政策統括官室に連絡及び質問があり、その際のメールに添付された取材対応概要メモ中に、「ダブルカウント」の発生に係る記者の指摘について記載があったこと、

・　当該取材対応概要メモを見た職員の大部分は、メモ中の調査計画違反か否かという箇所にのみ関心を持ち、あるいは、自分の担当の業務ではないと認識していたこと、その際、職務上、統計の誤りに関心を持つべき者も、「ダブルカウント」という記述を読み飛ばしたと主張していること、

・　当該メモ中の記載を見た政策統括官室職員の中にいわゆる「二重計上」の可能性を認識した者がおり、当該メモに係る疑問点を国土交通省に取材したものの、国土交通省の質問への対応は、他の担当が対応することとなったため、上席者にも一連の経緯を報告したうえで、それ以降の自身の果たすべき対応については上席者からの指示を待っていたとの認識であった旨主張していること、

・　前２項目の結果、政策統括官への報告等は行われなかった結果、組織として、いわゆる「二重計上」が発生している可能性やその重大さを認識することができず、特段の対応もとられなかったこと、

・　国土交通省からのメールを認識した統計委員会担当室及び経済統計審査官室は、いずれの室からも統計委員会に報告することが可能であるにもかかわらず、それぞれ相手の室から報告が行われると考え、結果的に、統計委員会に報告がされなかったこと、

が確認できる（第２　10 参照）。

イ　このように、この時期においては、国土交通省からいわゆる「二重計上」が発生していることについて直接的な情報が提供されており、これに対する政策統括官室の認識や対応については、以下のように評価する。

ⅰ　令和３年３月分までの受注動態統計調査の集計方法が不適切だったことは明らかであり、当該取材対応概要メモの記載からは、この集計に係る誤りがある（あった）との疑いを認識できたものと考える。

ⅱ　確かに、各府省において定められている公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルール[3]（以下「対応ルール」という。参考資料 17）は、各府省が自らに課したルールであるが、公的統計の制度を担い、各府省の統計部局の中核となるべき立場である政策統括官室の職員としては、誤りの疑いを認識した段階で、自分の直接の担当ではないとしても、国土交通省に、直接または他の担当と連携して、対応ルールに沿った措置を求めることや政策統括官や統計委員会への報告を行うことはできたはずである。集計に係る誤りがある（あった）との疑いを認識できた状況でそのような対応を取らなかったことは、統計法等に反するものとまでは言うことはできないが、不適切な対応であるとの指摘を免れない。

また、対応ルールを総括する内閣官房と併任している職員は、当該取材対応概要メモ中の「ダブルカウント」という文言を読み飛ばしたと主張するが、当該職員の本務である国土交通省の調査計画違反か否かという質問への回答に気をとられていたという結果であったとしても、注意を欠く不適切な対応であり、結果として、併任職員の立場を効果的に活用できなかったことは、極めて残念である。

ⅲ　また、認識可能であった集計の誤りをほとんどの者が認識していなかったことは、各府省の統計に誤りがあるという可能性への警戒心が薄かったことがその一因であると考えられる。また、本来すべきであった報告等が行われなかったことは、端緒を掴んだ場合の対応ルール、責任を持って対応できる担当の明確化などがなされておらず各職員の当事者意識が希薄であったことも相まって、新型コロナウイルス感染症対策により出勤抑制措置等が講じられている中であった点を考慮しても、政策統括官や統計委員会への報告についての対応を含めた室内における必要なコミュニケーション（関係者への報告、連絡、相談）に目詰まりが生じ、また、政策統括官室内が組織・意識ともに縦割りになっていたことが要因と考えられる。

近年では、従来以上に統計の品質に対する関心や要求水準が高まっており、政

[3] 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年９月 30 日統計委員会建議）及び「統計行政の新生に向けて」（令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会報告）において、疑義照会があった場合の組織内情報共有ルールや誤り発見後の対応ルールを定める必要があることが指摘されていたことから、令和２年６月、内閣官房統計改革推進室が各府省に当該ルールのひな型を示している。

策統括官室には、そのような変化に適応して組織としての能力向上や意識改革が求められる。これを踏まえると、これらの対応については、今後の改善が強く求められる。

(2) 期限後提出調査票の合算集計処理のため調査票情報の集約・消去が行われていたことへの認識や対応について

ア　国土交通省が、実際に提出された期限後提出調査票の情報を集約・消去し、複数枚の実績を足し上げる取扱いを都道府県に求めていたことについて、政策統括官室が把握できた可能性がある時点として、

ⅰ　令和２年10月の建設工事統計調査の計画変更に係る経済統計審査官室と国土交通省とのやりとりが行われた時点（第２　７参照）

ⅱ　令和３年３月以降、会計検査院から政策統括官室に報告書案の照会があった時点（第２　９参照）

ⅲ　令和３年８月の国土交通省への新聞記者の取材があり、その旨が国土交通省から政策統括官室に連絡された時点（第２　10参照）

が確認できる。

これらより前の期間における政策統括官室と国土交通省との間のやりとり等において、政策統括官室が、期限後提出調査票の合算集計処理のために調査票情報の集約・消去が行われていることを認識し得ると考えられる議論、資料等があったことは確認できない。

イ　このような調査票情報の集約・消去は、複数月のデータをまとめて入力するための便法として行われたものと推認されるものであるが、調査票の原記入の情報が保存されないことから、この取扱いを多用することは望ましいことではない。今回の事案のように事後的に合算の計算誤り（のおそれ）が認識され、再計算を要する場合や、調査票情報が二次利用される場合等を念頭に、合算集計される前の調査票の原記入データを残しておく必要があり、この観点から、調査票情報の消去が行われていると認識できれば、政策統括官室から国土交通省に対し、何らかの要請をすることも考えられた。

政策統括官室は、各府省における適正な統計作成プロセスの実現を通じ、公的統計の改善につなげるという観点から、今後は、業務を通じて得られる様々な端緒情報を集約し、問題事案の発生を防ぎ、その影響を極小化するために、一層の努力が求められる

２　一斉点検について

ア　毎月勤労統計調査における不適切事案の発生を端緒として平成31年１月に総務省が行った基幹統計の一斉点検は、内閣官房長官の指示を受け、毎月勤労統計調査において判明した①総務大臣に承認された調査計画と実際の調査の乖離、②抽出調査の復元推

計の誤り、③法定受託事務について国が正しく指示を出しているかという観点から各府省に点検・報告を求めるとともに、④この点検を機に新たに把握できた問題等についても報告を求めたものである。

また、その結果、各府省の統計について報告された問題については、その他の統計において同類の誤りがみられないか、総務省から、改めてすべての府省に対してそれらの問題についての追加の点検の依頼を行っていることが確認できる（第２　３ア参照）。

イ　結果的に、受注動態統計調査における二重計上やそのおそれが把握できなかったことは事実であるが、そもそも統計作成プロセスにおいては、個々の統計に応じて様々な作業が含まれ、個々の作業で様々な態様のエラーが起きるリスクを含んでいるのが実情である。そのようなリスク要因をすべて網羅した複雑多岐にわたる点検を一斉に行うことは現実的でなく、むしろ、問題を把握するための手法として、上記の一斉点検で行ったように、点検の初期段階で明らかになった問題が他の統計で生じていないかを確認するため、当該一斉点検の期間中各府省と何度もやりとりを繰り返すといった手法を採ることには一定の合理性があると考える。

また、当時、政策統括官室が他府省の統計作成プロセスを調査するような仕組みは設けられておらず、各府省が点検を行って、政策統括官室に報告するという手法としたことについても、問題があるとまでは認められない[4]及び[5]。

なお、一斉点検が実施された後、統計委員会に新たに点検検証部会を設置し、予備審査及び重点検証を行うこととされたが、これは、全ての統計の全ての統計作成プロセスを同部会が点検することは不可能であるため、予備審査の結果から影響度の大きいものを選んで重点的にチェックをすることとしたものであり（第２　４参照）、国土交通省から提出された受注動態統計調査に係る予備審査の回答中に、いわゆる「二重計上」を推認させるような記載もなかった以上、同調査が重点検証の対象とならなかったこと自体に問題があるとまでは認められない。

３　政策統括官室における国土交通省からの相談への対応等について

ア　タスクフォースによる精査において確認等を行った以下のケースにおいては、政策統括官室の対応に改善の余地があったと考えられる。

---

[4] タスクフォースが精査の対象とした全期間において、受注動態統計調査について、総務省が、国土交通省からの申請や相談の機会とは別に、国土交通省における事務処理等を現場で確認するなど、自ら調査を行った跡は確認できないが、従来、総務省が他府省の統計作成プロセスを調査するような仕組は設けられておらず、総務省が当該期間に自ら調査を行っていないことについて問題があるとまでは認められない。

[5] さらに、各府省自身による点検を充実するため、令和２年 10 月から、各府省が、統計調査の実施後に、調査計画の履行状況等の事後検証を行い、調査計画等の見直しに反映するなどにより、統計作成プロセスの水準を向上させる取組（ＰＤＣＡサイクル確立に向けた点検・評価）が始まっている。
総務省・統計委員会は、各府省による自立的・主体的なＰＤＣＡサイクル実施の更なる充実・実効性確保のため、専門家を派遣する等によって各府省への助言・支援を行い、取組を促進することとしており、これに向けて、令和３年 10 月からは、統計作成プロセス診断の試行が始まっている。

ⅰ　令和２年９月頃、統計委員会担当室が国土交通省から、建設関係統計の変更について政策統括官室のどの部署にどこまで相談する必要があるかについて相談を受け、経済統計審査官室、統計委員会担当室の役割分担を説明したこと。また、令和２年９月 17 日、統計委員会担当室から国土交通省に対し、施工統計調査に係る欠測値補完の見直しの今後の進め方については、統計委員会担当室が担当となるので、第２回評価分科会において宿題事項となった点への回答等を統計委員会担当室に説明すること等を要請したこと（第２　６ウ参照）

ⅱ　９月 17 日、統計委員会担当室は、国土交通省の訪問を受け、同省から建設関係統計の調査計画変更（統計委員会への諮問）について相談された際、まずは資料を作成して説明に来るよう回答したこと（第２　７イ参照）

ⅲ　10 月 15 日、国土交通省から経済統計審査官室に対し、建設工事統計調査の調査計画の変更申請についての事前説明が行われたが、その際、施工統計調査の欠測値補完処理の見直し（これに伴う受注動態統計調査の推計方法の見直し等を含む。）についても説明があり、同室は、それらの見直しは、母集団推計に係る場合を除き、調査計画の変更事項ではないので変更申請は要しない（すなわち、統計委員会への報告は要しない）旨説明し、当該見直しが評価分科会における指摘事項を踏まえた対応であれば、統計委員会担当室に今後の対応等、詳細を確認するよう求めたこと（第２　７ウ参照）

ⅳ　10 月 20 日に、国土交通省から統計委員会担当室に対し、評価分科会での説明資料が送付されたが、そのうち、受注動態統計調査の推計方法の見直し等に関する部分は、評価分科会の審議事項ではないので取り上げられない旨説明し、国土交通省から「それでは統計委員会のどこで取り扱ってもらえるのか」と質問されると、「調査計画の変更が必要な事項であれば経済統計審査官室に相談していただきたい」旨を回答したこと（第２　６オ参照）

ⅴ　その後、国土交通省が、改めて経済統計審査官室に相談したことは確認できないが、国土交通省と統計委員会担当室との間で、分科会長への説明を行う 10 月 23 日までの間、数次にわたって当該資料の取扱いについてやりとりが行われ、結局、評価分科会における説明資料の参考資料として付すものの、当日の説明時間はあまりとらないことで決着したこと（第２　６カ参照）

ⅵ　令和３年１月 20 日、国土交通省から経済統計審査官室に対し、改めて、施工統計調査における欠測値補完処理の見直しに併せて予定している受注動態統計調査における推計方法の見直し及び期限後提出調査票に係る遡及改定について調査計画変更申請等の手続が必要かについての照会があり、経済統計審査官室は、それらの見直し等は、母集団推計に係る場合を除き、調査計画の変更事項ではないので変更申請は要しない旨説明したこと（第２　８ア参照）

イ　上記の対応一つ一つだけを取り上げて見れば、統計委員会担当室、経済統計審査官室

各々の所掌事務を踏まえると、統計法等に反するものとまでは言うことはできないが、これらを全体として捉えると、既存の担当による役割分担の隙間に落ちたような対応であったと考えられる[6]。

こういった事例は、どの府省への対応においても起こり得るものであり、今後、このような対応にならないよう、例えば、公的統計の品質や信頼の確保の観点からフォローをするような担当を作る、あるいはいずれかの担当が扱うようにするといった対応も含め、政策統括官室内の縦割りの是正と、各府省とのコミュニケーション（関係者への報告、連絡、相談）を改善する継続的な努力が求められる[7]。

[6] ただし、ヒアリングにおいて、当時の担当職員からは、国土交通省の側も率直に相談しているようには感じられなかった旨の主張もあった。

[7] なお、同時に、コミュニケーションは双方向での努力により改善されるべきものであるので、各府省にも統計に関する疑問・問題等を積極的かつ率直に総務省と相談して対応する姿勢を促すことを求めたい。

Ⅱ　求められる今後の対応

１　評価結果から判明した課題

タスクフォースにおいては、受注動態統計調査に係る平成 22 年度以降の政策統括官室の対応について精査を行った。その結果、前節の評価結果のとおり、いくつかの改善を要する課題が認められた。

受注動態統計調査における調査票の不適正な処理の問題が早期に発見されず、対応が遅れたことの原因には、政策統括官室において、日常業務の中で統計の品質と信頼の確保に支障が生じるリスクの端緒をつかむ仕組みや、その端緒をつかんだ場合に責任を持って対応する仕組みが不備・不明確となっていたこと、その結果、政策統括官室内の縦割り意識、重大事案発生リスクに対する職員の意識の希薄さ、重大事案発生とその可能性についての政策統括官室と各府省との率直な報告や意思疎通が不十分であったことがあると考えられる。それと同時に、そして何よりも、統計を作成する国土交通省はもとより、政策統括官室においても「公表数値の誤り」が最大のリスクであるという基本認識が十分徹底されておらず、個別の統計において誤りが発生することへの政策統括官室の警戒心や関心が薄かったことがあり、それが今回の事案により顕在化したと考えるべきである。

国民の共有財産であり、社会の情報基盤である公的統計においては、今回のような誤りを認識し得る端緒情報がありながら対応が遅れる事態は許されず、そういったことが生じるような環境は放置できない。政策統括官室は、これまで長年にわたり公的統計の制度を担い、各府省の統計部局の中核として活動してきているが、近年では、従来以上に統計の品質に対する関心や要求水準が高まっており、そのような変化に適応して組織としての能力向上や意識改革が求められる。政策統括官室は、同様の問題発生の防止に向けて、今回の精査により判明した課題を踏まえ、統計作成府省と連携して公的統計に対する信頼の回復に向けた取組に直ちに着手する必要がある。

その際には、品質の高い統計を作成することは統計作成官庁の最重要の責務であり、政策統括官室はその取組を制度面や専門的見地から支援する役割を担うとの前提の下、全府省の統計作成部局、統計幹事、分析審査官にも積極的かつ率直な対応を求めながら、これまでの公的統計の品質確保及び信頼向上の取組を、その実施状況や効果を把握しつつ、十分に活かしていくべきである。

近年における公的統計プロセスの改善に向けた取組は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の令和２月６月の改訂において毎月勤労統計調査における不適切問題を踏まえた検証と復元等の取組が反映され、政府全体の工程表に基づいて着実に進められてきた。その中には、新たな取組として、統計作成業務における重大発生を予防する「統計作成プロセス診断」、誤り発生時の「対応ルール」の徹底、各府省に配置された統計分析審査官による分析的審査の実施などの「統計の品質確保のための取組」などが含まれている。しかし、このような取組は、現在は未だ趣旨の浸透の途上にあり、本格的に効果を表すま

でに至っていないものもある。今後、政策統括官室は、このような取組をさらに加速するとともに、問題事案の早期発見及び発生防止に資するため、全府省を交えて双方向のコミュニケーションのより一層の円滑化に努めつつ、各府省の統計作成に対する助言・支援を強化すべきである。

２　早期に具体化すべき取組

１に掲げた課題の解決に向けた取組の中には、根本的な原因に対処するための取組など、詳細の設計や人材、予算、さらには統計知識などの様々なリソースの確保等に時間を要する場合もあると考えられるが、少なくとも以下のような応急の取組については、早期の状況改善に向けて、総務省において検討を開始すべきである。

①　「対応ルール」に基づく的確な対応の徹底に向けた支援

今回の問題、特に、いわゆる「二重計上」の問題の認識後の対応においては、すでに「誤り対応ルール」が存在するにもかかわらず、それが確実に履行されていなかったことは極めて遺憾である。このルールでは内閣官房が中心的な役割を担っているがその周知徹底は、内閣官房ひとりの仕事であるといった認識に立つことなく、例えば、政策統括官室の業務遂行上、誤りのおそれを発見した時には、各府省に対してその問題に関する詳細な情報提供を求めるとともに、ルールに沿った対応を促すなど、ルールの確実な履行に向けた助言・支援を強化すべきである。

②　各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設定

各府省が、政策統括官室のどの担当に相談するべきかわからないときに一元的に相談できる総合窓口を設定し、その相談内容は、当該窓口が、漏れなく担当に割り振り、対応状況をフォローアップする。また、個別の担当が受けた各府省からの相談の内容も、当該窓口に情報を集約し、対応に漏れがないか確認を励行すべきである。

③　個別統計に関する情報の集約・管理・活用

上記②の総合的窓口の的確な運用に資する観点から、個別統計に関する情報（基礎情報、メタ情報、審査・委員会審議等の経緯情報に加え、誤りの発生状況、今後の課題、各種相談結果等の情報を含む。）を各府省の協力も得て集約・管理し、当該情報を各府省への支援に横断的に活用することで、特に、トップリスク事象の発見・対処を促進し、縦割り的な対応を改善すべきである。

④　誤りのおそれが潜んでいる可能性を前提とした業務マニュアルの整備・改善

個別の統計におけるヒューマンエラーを皆無にすることは難しく、その防止に取り組むことと併せて、エラーを早期に発見し、その影響を極小化できるようにすることが重要である。これと同時に、エラー発見時における対応の透明性を高めるよう継続的な努力が必要である。このため、各府省の個別統計やそれに関する情報と接する機会が多い政策統括官室の各担当が、端緒情報を早期に把握し、これを関係部門に伝え、適切に対応することができるよう、業務マニュアルを整備・改善すべきである。

⑤　研修の充実

タスクフォースの調査では、政策統括官室を始め、統計部門に配属される職員は必ずしも統計知識に精通しているわけではないことが確認された。今回のような事案に適切に対処するには、実務を担当する職員が統計に関する十分な基礎知識を持ち、公的統計を担う強い責任感と高い問題意識を持って業務に当たることで、誤り等をより早期に発見し、対処することが可能となる。このため、政策統括官室を始め、国及び地方公共団体の統計業務に携わる職員に対し研修を広く積極的に行うことが必要である。

すでに令和３年度から、統計研究研修所において、初任者から幹部に至るまでのレベル別研修が開始されており、そのような研修には今回の事案の教訓等を反映させ、類似事案の再発防止に努める必要がある。

３　今後の検討課題

１に掲げた課題の解決に向けた取組についても、新たな仕組みの設計や人材の育成と確保等が必要となるものが少なくない。このため、今後、統計委員会において行う予定である、国土交通省における検証結果も踏まえた精査や、統計委員会が行う「統計リソースの重点的な配分に関する建議」、令和４年度を目途に策定が予定されている「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）」等において、その具体化を図ることが重要になる。

こういった統計委員会における活動で活用するため、タスクフォースが実施した書面審査やヒアリングにおいて政策統括官室職員等から提言された検討課題、及びその後タスクフォースメンバーの議論で掲げられた課題を参考記録として以下に示す。

今後の統計委員会の議論の中で、さらに課題が追加され、改善の取組が充実かつ実効化することを期待する。

①　統計の品質確保やデータ保持等の最重要性を的確に認識するような意識改革と、それを確実な業務に繋げる仕組みの改革の実現

政策統括官室の全職員が、各府省の「統計公表数値の誤り」や「統計ミクロデータの消失」が、「統計公表ができなくなること」と同様にトップレベルのリスク事象であるという意識を共有すること、また、各府省の統計部局の中核的立場を担う者として、トップレベルのリスク事象の発生、またはその可能性に気づいた場合、そのリスク事象に立ち向かう責任を自覚し、平常業務とは異なる特別なリスクマネジメントを確実に行う仕組みが必要である。

②　見える化状況検査[1]の再開とその活用

---

[1] 総務省において、各統計調査の精度に関する情報の公表状況を共通の基準により検査するもので、具体的には、「標本設計」、「調査方法（データ収集方法）」、「集計・推計方法」、「標本誤差」、「非標本誤差」及び「他統計との比較・分析」の６項目について、各府省の HP における公表状況を４段階で評価するものである。各機関統計調査について平成 29 年 11 月に統計委員会に報告され、その後、30 年３月及び 31 年２月にフォローアップ検査が行われた後、統計委員会の建議（「公的統計の総合的品質管

各府省の統計調査の質（精度等）に関する情報公開の標準化を推進し、質に対する各府省の関心を高めるとともに、ユーザビリティを向上し、また、どの統計の公表数値の精度などに問題があるかを総務省政策統括官室から見える化し、どの統計調査に対して重点的な技術的サポートを行うべきかを判断できる仕組みが必要である。

③　統計作成プロセス診断の有効性の強化

令和３年 11 月から試行を開始した総務省統計監理官による各府省の統計作成プロセス診断において用いられる「統計作成プロセスに対する要求事項」について、今回事案と類似するリスクを診断で検出し、リスク表出化を未然防止できるようにブラッシュアップすることが有効と考える。

④　既存の統計審査の更なる重点化・有効化、統計審査の機会を活用したアドバイザリー機能の付与・強化

政策統括官室による公的統計におけるリスク事象の回避を意識したリスクベース審査や、総務省公的統計の中核４機関（政策統括官室、統計局、統計研究研修所、(独)統計センター）による統計作成プロセスに関するサポート体制の有効活用に向け、各府省に働きかけを行うなど、実効性をより高めるべきである。

⑤　政策統括官室を含む全ての府省の統計作成プロセスに関わる人材の質・量の確保、統計作成能力の向上

質の高い統計を作成するには、統計学、情報システムなど公的統計に必要とされる様々な知識・経験を有する多様な人材を質・量ともに確保することが必要である。

統計人材の確保・育成については、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会）では、今後の公的統計作成については、原則として「統計アナリスト」、「統計アナリスト補」といった有資格者が中心となるべきことが示されている。今回の事案の分析を基に、これら有資格者が質の高い統計作成を行っていくとともに、誤った統計を作成しない力量や倫理感を育成する必要がある。統計の基本的知識の理解を高め、統計に関する意識等を向上していくための研修を実施するなどにより、全府省の職員において、また、統計の実査を担当する地方公共団体の職員においても、その力量等の体系的育成を加速すると共に、①～④の課題への取組を実効性あるものとするためにも、公的統計の作成・アドバイスのみならず政策統括官室による審査業務にも有資格者が含まれる体制の確立を目指すことが有用と考える。

また、政策統括官室と各府省及び地方公共団体との間の連携、官民交流及び官学交流を強化し、円滑な情報流通を確保するため、既に進められている総務省職員の統計分析

理を目指して（建議）」（令和元年６月））を踏まえ、元年６月には一般統計の検査（検査項目は５項目）も実施した。

審査官としての派遣など、各府省・地方公共団体の統計部門との間の人事交流を促進する必要がある。

おわりに

この精査を通じて、統計の品質確保という公的統計の最も基本的かつ重要な課題が改めて浮き彫りになった。統計の品質確保については、平成 31 年１月の毎月勤労統計調査における不適正事案に対応して、令和２年６月改定の「公的統計基本計画」に様々な取組が盛り込まれたが、それらはまだ実施の途上にあり、各府省の統計業務に十分浸透・定着するには至っていない。

そのような中で、今回の受注動態統計調査における問題が生じたことは、極めて残念である。

この度の問題については、一つの府省、一つの統計調査に関するものとして捉えるのではなく、統計の品質に関わる、全府省に共通する基本的な課題として捉え、この経験から得られた教訓を全府省の統計の品質向上及び重大リスク事案の発生防止に役立てる必要がある。今後、総務省及び各府省が一丸となって、現在実行途上にある統計の品質確保・向上のための取組をさらに強化・加速して推進することが必要である。そして、その中核となる立場である総務省政策統括官室は、今後、強い覚悟をもって対策に取り組むことが必要である。

タスクフォースは、総務省政策統括官室の対応の精査の過程で、退職者や他府省への転出者を含む多数の同室在籍者に事実や認識を尋ねたが、これに対し、率直かつ真摯な協力があったこと、また、職員らが問題意識と改善意欲を持っていることも確認できた。これらのことは、今後の公的統計の改善、公的統計に対する国民の信頼回復に向けて希望を抱かせるものである。総務省政策統括官室においては、このような職員の改善への意欲を大切にするためにも、この報告に盛り込まれた早期に具体化すべき取組に、速やかに着手してほしい。

この報告と並行して、国土交通省の検証委員会による検証が行われ、その結果が公表されるとともに、統計委員会に報告され、この報告とあわせて統計委員会においてさらに精査が行われる。

この報告には、ヒアリング等を通じて得られた現場の声も踏まえた今後の検討課題も盛り込まれている。タスクフォースとしては、今後の公的統計の改善、公的統計に対する国民の信頼回復に向けて、統計委員会において地に足のついたところからの有意義かつ本質的な議論が行われ、また、その結果も踏まえ、総務省政策統括官室及び各府省の統計部門において、幹部や職員がこの問題から今後の改善に向けて教訓を学び取り、一丸となって取組が進められていくことを期待している。

本報告書中の用語についての解説及び略語一覧

（用語の解説）

○　復元処理

統計調査（抽出調査）では、「母集団」と呼ばれる分析対象全体の集団から抽出された「標本」に基づいて母集団の特性の合計を推定し、統計表を作成する必要がある。

一般に、「復元処理」とは、調査の標本を抽出する方法から導き出される「標本の抽出率の逆数」を「標本の合計」に乗じ、母集団の合計を推定する操作である。このような乗率は「復元倍率」と呼ばれる。

復元処理には様々な方法があり、回収率が低下した状況では、復元処理の中に欠測値補完処理（次参照）を組み入れ、「標本の抽出率の逆数」に加えて「回収率の逆数」を乗じる方法を用いることも多い。

本報告書作成時に得られている情報から判断すれば、受注動態統計調査については、母集団を幾つかの層に分類し、各層ごとの「標本の抽出率の逆数」及び「回収率の逆数」を標本の合計に乗じて各層の合計の推定値を求め、その推定値を合計して母集団の合計を推定したものと考えられる。

（注）欠測値補完処理と復元処理とをどのように組み合わせるかは、平均値や統計表の有用性に影響を与える。

○　欠測値補完処理

統計調査においては、調査項目の一部について無回答である場合や調査客体から回答が得られない場合などの「欠測」が発生した場合において、そのままで集計すると母集団推計における標本としての代表性が損なわれる等により、平均値などの結果に偏りが発生するおそれがあることから、統計的な処理として欠測値を補完し、統計表及び平均値などの結果の有用性を確保することがある。

欠測値補完処理には様々な方法があるが、受注動態統計調査については、本報告書作成時における情報によると、当初、欠測値は０として扱われ、特段の補完処理は行われていなかった。しかし、平成 25 年４月以後、欠測値を平均値により補完するため、標本の合計に「標本の回収率の逆数」を乗じることとしており、このような「回収率の逆数を乗じる」処理が欠測値補完処理に当たる。

○　（期限後提出調査票の）合算集計処理

本報告書においては、受注動態統計調査において、提出期限を過ぎた後に提出された調査票（期限後提出調査票）について、複数枚分の数値を直近の調査期のものに合算して処

理していたことを指す。文脈に応じて、単に「合算集計処理」と呼ぶことがある。

一般に、統計実務においては、調査票の提出期限に遅延して調査票の提出を受ける場合があり、このような期限後提出調査票をできるだけ集計に反映するよう努力することは、統計の品質確保のために必要な取組であって、その情報が適切に処理されている限りにおいては望ましいことである。

期限後提出調査票の情報を提出月に計上することは、一つの簡便な集計方法としては考えられる。期限後提出調査票をより厳密に調査結果に反映するには、例えば、結果公表を速報・確報に分けて行い、速報は期限内に提出された調査票に限定した集計結果によることとし、確報では期限後提出調査票も含めて集計した結果を公表する等の対応がある。

ただし、欠測値補完処理を行った上に、期限後提出調査票の情報を提出月に計上した場合には、補完による増加分と期限後提出分とが二重に計上されることになるため、通常、期限後提出調査票の情報を適正に反映するのであれば、合算集計処理と欠測値補完処理が整合性を持った形で実行される必要がある。この場合、厳密には、過去にさかのぼって、未提出月の補完値と置き換える処理を行う必要がある。

また、本報告書の作成時期に得られている情報から判断すれば、受注動態統計調査においては、期限後提出調査票の情報を提出月の調査票と一括して入力することができるよう、提出月の調査票の「受注高」の欄を当該月の数値と期限後提出調査票の数値との合計値により書き換えるとともに、期限後提出調査票の「受注高」の欄を消去していたとされる。本報告書では、この取扱いを「調査票情報の集約・消去」と呼ぶ。これは、期限後提出調査票の情報を提出月の調査票に集約する処理と見ることができ[1]、入力・集計処理を変更せずに合算処理を行うための一つの便法とみなすことができるが、調査票の原記入の情報が保存されないことから、これを多用することは望ましいことではない。

○　調査計画

基幹統計調査又は一般統計調査の実施に関する全体像を明らかにしたものをいう。行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、統計法第９条第１項に基づき、あらかじめ、同条第２項に掲げられた以下の事項を示して、総務大臣の承認を受けなければならないが、調査計画とは、その承認を受ける際に提出する申請書（申請事項記載書）に記載されているその事項に関する記述をいう。

①　調査の名称及び目的

②　調査対象の範囲（注：報告者を選定する際の母集団の地域的及び属性的な範囲）

③　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間（注：いわゆる「調査事項」と、「調

[1] 会計検査院「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」（令和３年９月）では、国土交通省による期限後提出調査票の扱いに関して「集計に含めるべきではない過去分の調査票の情報も集計していたもの」(P.41)としているが、厳密に言えば、期限後提出調査票を集計に含めることについては、適正な方法で行う限りにおいては問題とはならないものである。

査事項」について報告を求める時点又は期間）

④　報告を求める個人又は法人その他の団体

⑤　報告を求めるために用いる方法（注：調査系統、調査方法）

⑥　報告を求める期間（注：調査が行われる周期、調査の実施期間又は調査票の提出期限）

⑦　集計事項（注：統計調査により集められた情報を用いて作成することが予定されている統計（集計表）の内容）

⑧　調査結果の公表の方法及び期日

⑨　使用する統計基準その他総務省令で定める事項（注：調査対象の範囲の画定や作成した統計の表章の際に使用する統計分類等の使用状況、調査票情報の保存期間及び保存責任者、立入検査等の対象とすることができる事項）

また、申請書の添付書類とされている統計調査の調査票は、③の「報告を求める事項」を具体化するものであり、調査計画の一部を構成するものである。

なお、調査計画が変更される場合も総務大臣の承認が必要となり、総務大臣は、その変更が軽微な場合を除き、統計委員会に諮問して変更の妥当性について意見を聞かねばならないこととなっている。

○　（統計）審査

国の行政機関が統計調査を行う際に、統計法の規定に基づき、総務大臣により行われる調査計画の審査のことである。基幹統計調査の統計審査に当たっては、総務大臣は原則として統計委員会の意見を聴かなければならない。その際の具体的な手順としては、①各府省から総務大臣への申請、②総務大臣から統計委員会への諮問、③統計委員会から総務大臣への答申、④総務大臣による申請の承認となる。

統計審査は、統計調査が合理的かつ妥当な設計になっているか、他の調査と過度の重複がないかなどの観点から行われ、これにより、精度を確保した統計の利用や調査対象になった方々の負担軽減を図るよう努めている。

○　評価分科会

統計委員会に置かれる分科会で、統計法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき、意見を述べることを担務とする。委員会決定により、評価分科会の議決をもって委員会の議決とされている。令和３年 12 月時点で６名の委員等から構成されている。

○　点検検証部会

統計委員会に置かれていた部会で、基幹統計及び一般統計調査における不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に資する点検検証に関する事項を所掌していた。平成 31 年２月、政府が行った基幹統計の一斉点検に加えて、統計委員会として更なる点検検証に取

り組むために設けられた。令和２年 10 月に、統計作成プロセス部会に改組された。

○　産業統計部会

統計委員会に置かれる部会で、農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項を所掌する。令和３年 12 月時点で６名の委員等から構成されている。

○　基本計画部会

統計委員会に置かれていた部会で、公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項を所掌していた。平成 30 年７月の部会の改組に伴い廃止された。

○　横断的課題検討部会

統計委員会に置かれていた部会で、統計法の施行の状況に関する事項のうち、複数の統計に関連する統計技術又は統計調査以外の方法により集められた情報に関する事項（国民経済計算体系的整備部会又は統計業務プロセス部会の所掌に属する事項を除く。）を所掌していた。平成 30 年７月の部会の改組に伴い廃止された。

（略語一覧）

＜統計調査名＞

「施工統計調査」　：　建設工事施工統計調査
「受注動態統計調査」　：　建設工事受注動態統計調査

＜組織名＞

「政策統括官室」　：　総務省政策統括官（統計制度担当）及びその配下の職員
（参考：令和３年４月現在の職員数 117 人（非常勤職員を含む。））
「経済統計審査官室」　：　統計審査官（経済統計担当）及びその配下の職員

参考資料一覧

「第１　精査の前提」関係
参考資料１　建設工事受注動態統計調査に係る審議について　49
参考資料２　対応精査タスクフォースの設置について　50
参考資料３　組織図、総務省と各府省の役割について　51
参考資料４　総務省組織令（抜粋）　53
参考資料５　統計委員会担当室設置規程（抜粋）　54
参考資料６　書面調査の対象者について　55
参考資料７　ヒアリングの対象者について　56

「第２　精査の結果」関係
参考資料８　平成 23 年７月の統計委員会諮問及び９月の答申関係資料（抜粋）　57
参考資料９　平成 23 年 10 月の建設工事施工統計調査の承認申請に係る決裁資料及び承認通知（抜粋）　64
参考資料 10　基幹統計の一斉点検の実施要領　74
参考資料 11　基幹統計の一斉点検において、国土交通省が総務省に提出した資料（抜粋）　75
参考資料 12　第８回評価分科会（令和２年 10 月 30 日）資料３の参考資料（抜粋）　78
参考資料 13　令和２年 10 月 15 日の経済統計審査官室と国土交通省との打合せ資料（抜粋）　82
参考資料 14　国土交通省から統計委員会担当室への連絡メール　85
参考資料 15　国土交通省から経済統計審査官室への連絡メール　88
参考資料 16　統計委員会担当室内での連絡メール　93

「第３　評価と求められる今後の対応」関係
参考資料 17　「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和２年６月 17 日内閣官房統計改革推進室）　94

参考資料 18　事実経緯表　105

建設工事受注動態統計調査に係る審議について

基本的スタンス

統計の専門家の立場から、建設工事受注動態統計調査に係る問題についての、実態の把握・課題の精査を行い、統計技術面を含めた公的統計の改善を進め、国民の信頼確保を図る。

議論すべき課題

１．国土交通省の対応についての精査

○国土交通省の第三者委員会の検証結果を踏まえ、統計の専門家の立場から精査

２．総務省政策統括官室の対応についての精査

○統計制度を担当する総務省政策統括官の本件に対する対応状況を正確に把握し、統計の専門家の立場から、統計に係る技術面を含めた分析、評価を行うもの

３．公的統計に対する国民の信頼の確保方策

○１及び２により抽出された課題を中心に、統計調査の精度を高める方策の検討

参考資料２

令和３年12月24日
企　画　部　会

対応精査タスクフォースの設置について

建設工事受注動態統計調査における今般の事案に関して、統計法・統計行政を所管する総務省におけるこれまでの対応について、機動的、効率的かつ集中的に検証を行うため、以下により、企画部会の下に対応精査タスクフォース（以下、「ＴＦ」という。）を設置する。

● ＴＦの構成員は、次のとおりとする。

座長	椿　広計	委員	（統計委員会委員長・企画部会長）
座長代理	津谷　典子	委員	（統計委員会委員長代理）
	川﨑　茂	委員	
	清原　慶子	委員	
	清水　千弘	臨時委員	

● ＴＦ座長は、議事に関係があると認めた者の参加を求めることができる。

● ＴＦの会合に係る議事概要は、事務局で取りまとめ、ホームページ上で公表する。

● その他ＴＦの運営に関して必要な事項は、ＴＦ座長が定める。

参考資料３

総務省政策統括官（統計制度担当）の組織図（概要）

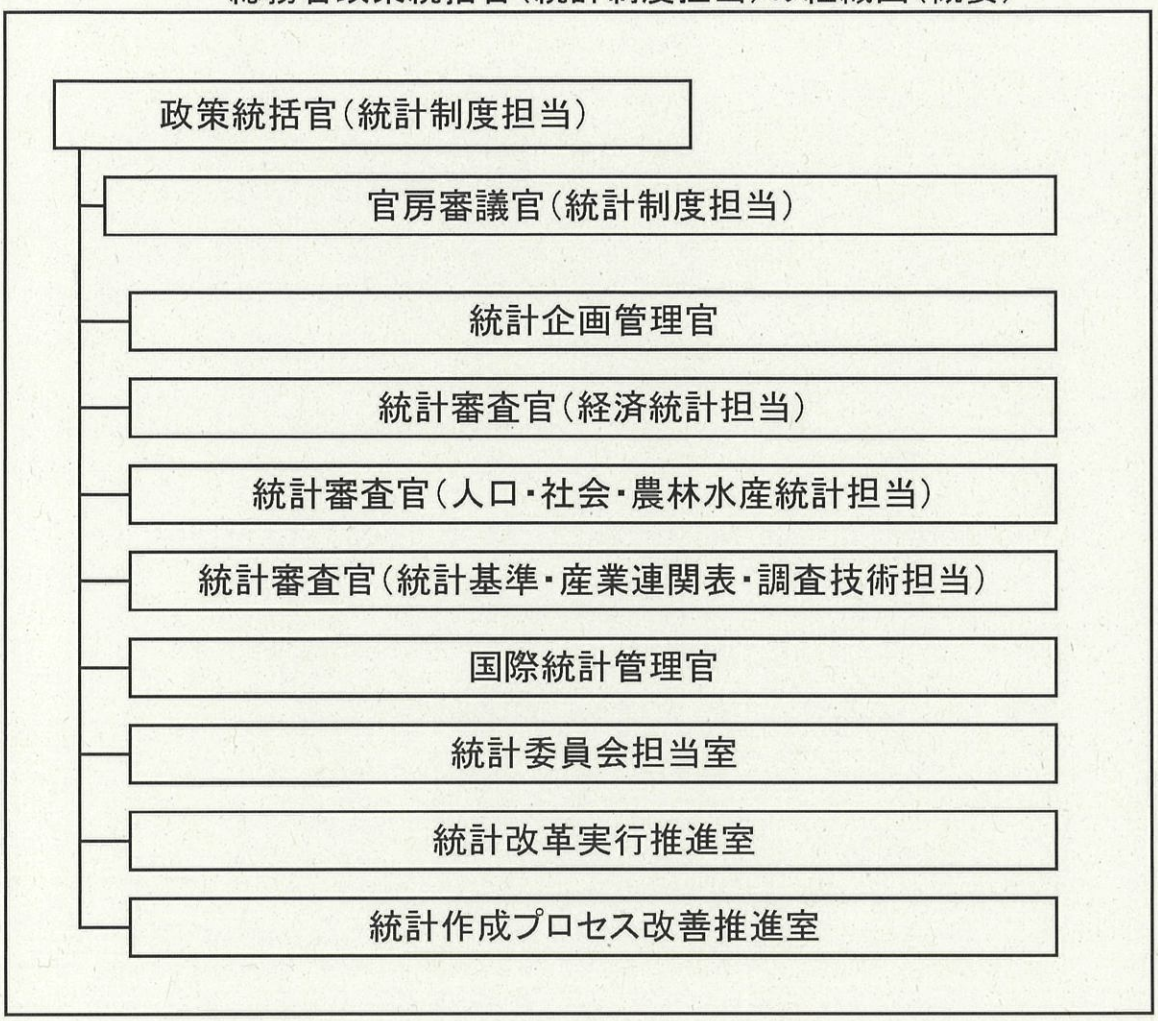

各府省と総務省の役割について

○　我が国では、各行政機関が、その所掌事務に関係した企画立案を的確、迅速に行うため統計を作成しており、例えば、文部科学省が学校基本調査等の教育行政に関する統計調査を、農林水産省が農林業センサスや漁業センサス等の農林水産行政に関する統計調査を行うなど、各府省が所管行政分野に関する統計調査を正確に実施し、その結果を集計・公表し、その品質を確保する仕組みとなっており、その責任を負っている。

○　他方で、このような仕組みの下では、統計調査項目相互間に重複が生じ報告者負担が過大になったり、統計体系上空白部分が生じ必要な統計が作成されない等の事態が生じる恐れもあるところであるため、総務省（政策統括官）が、調査の重複排除、国民負担の軽減、統計技術的な妥当性等の観点から、各府省の調査計画について審査を行っている。

○　また、毎月勤労統計の問題への対策として、令和元年９月に再発防止策（統計委員会建議）が、同年 12 月に総合的対策（統計改革推進会議統計行政新生部会報告）がとりまとめられ、これらを受けて令和２年６月に公的統計基本計画が改正されたところであり、これにより、総務省は、

・統計の作成・利用に関する各府省からの相談の一元的窓口による、調査企画に関する事項、統計技術に関する事項、製表に関する事項等の相談支援
・各府省において高い専門性を有する職員を計画的に育成し配置するための育成支援

などの取り組みを開始している。

○　総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）（抜粋）

（政策統括官の職務）

第十四条　政策統括官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、及び第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　統計及び統計制度に関する次に掲げる事務

イ　統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。

ロ　統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。

ハ　統計職員の養成の企画及び立案に関すること。

ニ　国際統計事務の統括に関すること。

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、統計の発達及び改善に関すること（統計局及び他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

三～四　（略）

（統計企画管理官等）

第百十九条　本省に、統計企画管理官一人、統計審査官三人、統計調整官一人、国際統計管理官一人及び恩給管理官一人を置く。

２　統計企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるものに限り、第四項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

３　統計審査官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ロに掲げるものに限り、次項各号に掲げるものを除く。）を助ける。

４　統計調整官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関すること。

二　統計委員会の庶務に関すること。

５　国際統計管理官は、政策統括官のつかさどる職務（第十四条第二号ニに掲げるものに限る。）を助ける。

６　（略）

○統計委員会担当室設置規程（平成 28 年３月 31 日総務省訓令第 34 号）（抜粋）

第１条　本省に、当分の間、統計委員会担当室（以下「担当室」という。）を置く。

第２条　担当室は、統計委員会の中立公正な運営を図ることを目的とする。

第３条　担当室は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　統計委員会の所掌に関する調査、企画及び立案に関すること。

二　統計委員会が関係行政機関の長に対して求める資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力に関すること。

三　統計委員会の庶務に関すること。

（以下略）

書面調査の対象者について

重点期に該当する期間（平成23～26年度、平成30年１月～現在）に政策統括官室に在籍した職員であって、次の者（退職者、総務省外への異動者等を含む。）を対象とした。

○　幹部職員

○　統計企画管理官の下で総括等業務を担当していた職員

○　経済統計審査官室で統計審査に従事していた職員

○　統計委員会担当室の職員

○　基幹統計の一斉点検業務に従事するため政策統括官室に構成された「政府統計検証チーム」（及びその後継として置かれた「統計作成プロセス改善推進室」等）に所属していた職員

※　経済統計審査官室については、精査の対象とした時期である平成22年度から現在までに統計審査業務に従事していた全ての職員を対象とした。

※　計147人から回答

ヒアリングの対象者について

以下の者の中から、書面調査の回答を踏まえ、事実関係等について、直接聴取する必要があると考えた者を対象とした。

○　政策統括官室の幹部職員

※　総務省が会計検査院による特別検査の検査結果についての質問を受領した令和３年３月以降の在籍者を中心とした。

○　統計委員会室職員

※　令和２年 10 月の評価分科会に係る事務を担当していた者、令和３年８月の国土交通省からの連絡を受けた者等を中心とした。

○　経済統計審査官室職員

※　平成 23 年７月の国土交通省からの変更申請に係る事務を担当していた者、令和２年度以降の受注動態統計調査に係る担当者及びその上司を中心とした。

○　基幹統計の一斉点検に係る事務を担当していた者

※　国土交通省の点検に係る事務を担当していた者等を中心とした。

※　計 24 人

参考資料８
平成23年７月の統計委員会諮問
及び９月の答申関係資料

総政企第212号
平成23年７月22日

統計委員会委員長
■ ■ ■ ■ 殿

総務大臣
片山善博

諮問第38号
建設工事統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成23年７月５日付け国総情建第54号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第２項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮　問　の　概　要

（建設工事統計調査の変更について）

1　調査の目的等

建設工事統計調査は、国土交通省が建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）第２条に基づく指定統計である建設工事統計（指定統計第84号）を作成するための指定統計調査として、昭和31年から実施されてきており、平成21年４月からは、新統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第２条第４項第３号に規定される基幹統計（建設工事統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けた建設業者をいう。以下同じ。）が１年間に施工した建設工事の完成工事高等を年次で調査する建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）と、建設業者の建設工事受注動向を月次で調査する建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）から構成されている。

2　申請の趣旨

建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の詳細な実態を把握することができる唯一の調査であり、統計精度の一層の向上を図る観点から抽出方法及び推計方法の見直しを行うとともに、建設産業構造をより的確に把握するため調査事項の変更を行う。

3　主な申請内容

(1) 施工調査の変更

ア　抽出方法の見直し

施工調査については、約 50 万の建設業者から一定の精度を確保した上で資本金階層別（７層）・層化業種別（21 層）に抽出率を設定し、これを基に抽出された各層の標本数を更に都道府県別の各層に均等に割り当てるなどして約 11 万業者を抽出している。

この抽出方法に関し、以下の見直しを行うこととしている。

① 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについて、従来は昭和53年度施工調査のデータを利用していたが、直近の平成20年度施工調査のデータに改める。

② 全抽出業種21業種のうち、４業種（「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」）については、建設業者数が少数であることから全

数を抽出していたが、「しゅんせつ工事業」の建設業者数が大きく増加したことから、当該業種については無作為抽出とする。

イ　調査事項の変更

(ｱ)　「国内建設工事の年間受注高」の削除

「国内建設工事の年間受注高」については、動態調査の月間受注高から推計が可能であるため、報告者の負担軽減を図る観点から削除を行う。

(ｲ)　「経費」の追加等

競争の激化による受注価格の低下等により、建設産業全体として厳しい状況に直面している現状を踏まえ、建設産業構造に内在する現状と課題を把握する観点から、建設業の完成工事原価である「経費」、「材料費」、「労務外注費」、「外注費」及び建設業の固定費である「販売費及び一般管理費」の追加等を行う。

(2)　動態調査の変更

抽出率の逆数を乗じて推計している動態調査の月間受注高等の推計方法について、統計精度の向上を図るため、抽出率の逆数に加えて、都道府県別・抽出層別の回収率を加味して推計する。

府統委第115号
平成23年9月22日

総務大臣
川端達夫殿

統計委員会委員長 [redacted]

諮問第38号の答申
建設工事統計調査の変更について

本委員会は、建設工事統計調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1　承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2　理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

2　理由等

(1) 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の変更

ア　抽出方法の見直し

(ｱ)　標本抽出に使用する完成工事高データの変更

標本の抽出率は、完成工事高を基に算出している。この完成工事高のデータは、前回調査までは昭和53年度のものを使用していたが、今回調査からは直近の利用可能なデータに改めることとしている。また、今後は、完成工事高等建設業の実態の変化を毎年検証した上で、データの更新は原則5年ごとに行う計画である。

これについては、建設業の実態をより正確に反映するための変更であり、適当である。

(ｲ)　「しゅんせつ工事業」の抽出方法の変更

「しゅんせつ工事業」は昭和53年には約500業者と少数であったことから、

総務省政策統括官 受 23.9.22 付 諮第638号

全数を調査していたが、業者数が増加（平成 21 年約２万４千業者）したことから、「石工・タイル・れんが・ブロック工事業」（同約１万９千業者）や「塗装工事業」（同約１万６千業者）等と同様に標本調査に変更する計画である。

これについては、精度を維持しつつ、全数調査から標本調査にすることにより、報告者が約２万４千業者から約５千業者に減少するもので、報告者負担の軽減を図るための変更であり、適当である。

(ｳ) 最低抽出数の変更

標本抽出を行う際に業種別（21 層）・資本金階層別（７層）に抽出率を設定し、これを基に抽出された約 11 万の建設業者を、都道府県別に機械的かつ均等に割り当てている。この標本を均等に割り当てる際に、建設業者が２業者以上存在し、抽出数が１業者となっている場合は、これを２業者に引き上げる計画である。

これについては、精度向上を図る観点から、回答数が０となることをできる限り回避するための変更であり、適当である。

イ 調査事項の変更

(ｱ) 「国内建設工事の年間受注高」の削除

建設工事の年間受注高について、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の月間受注高から年間受注高の推計が可能であることから、年間受注高に係る調査事項を削除する計画である。

これについては、下記(2)のとおり、今回、動態調査の推計方法を見直すことにより、精度の高い推計が可能となることが期待され、報告者の負担軽減を図るための変更であり、適当である。

ただし、動態調査の推計方法の見直しの結果、従来の調査結果との断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも２年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行う必要がある。

(ｲ) 「経費」の追加等

調査事項として「経費」（完成工事について発生する材料費、労務費、外注費以外の費用）、「販売費及び一般管理費」、「材料費」、「うち労務外注費」（「労務費」の内訳）及び「外注費」を追加することとしている。また、これまでは「人件費」の総額を把握していたが、「経費」及び「販売費及び一般管理費」のそれぞれの内訳として「人件費」を追加する計画である。

これについては、建設業の下請構造の実態を把握する観点から、固定費（「経費」及び「販売費及び一般管理費」）と変動費（「材料費」、「労務費」及び「外注費」）との関係を把握するための変更であり、適当である。

なお、従前から調査している「租税公課」については、平成 24 年２月に実施される「経済センサス-活動調査」（以下「経済センサス」という。）の調査事

項である「租税公課」と事業税の取り扱いについて相違がみられることから、報告者が正確に記入できるよう記入要領等において明確にする必要がある。

ウ　集計事項の変更

集計事項については、今回追加を予定している調査事項である「経費」等を追加し、今回削除を予定している「元請受注高」等を削除する計画である。

これについては、今回の調査事項の変更内容を踏まえた集計を行うための変更であり、適当である。

なお、従前より行っている業種別・都道府県別集計については、複数の業種をまとめていることから、調査結果の利用価値を高めるため、動態調査と同様に 32 業種で集計を行う必要がある。

(2) 動態調査の推計方法の見直し

従来、受注高等の推計方法については抽出率の逆数を乗じていたが、より的確な推計を行うため、抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を加味する方法に見直す計画である。

これについては、統計精度の一定の改善を図るための変更であり、適当である。

3　今後の課題

(1) 建設業者の主業決定方法の改善

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可は、28 の業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在している。許可を受けている建設業者の総数は約 50 万業者であるが、業種別許可の総数は約 140 万件である。そのため、施工調査における標本抽出時に各建設業者を調査対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業者の主業を決定する必要がある。

これについて国土交通省は、現在の抽出方法とした昭和 57 年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主業を決定しており、昭和 57 年以降の状況の変化を踏まえた改善を行う余地があると考えられる。

したがって、これを改善するため、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前３年の各事業年度における工事施工金額」等）等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある。これら調査結果の活用や分析については、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

(2) 標本設計の見直し

施工調査及び動態調査の標本の配分方法等については下表のとおりである。抽出層が非常に多いことから、報告者数が少ない層が相当数存在しており、業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない場合も見られる。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要がある。また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

表　標本の配分方法等について

	都道府県別に配分を行うために設定される層	都道府県への配分方法	全体の層の数	抽出数
施工調査	業種（21 層） 資本金階層（7 層）	均等配分 （各都道府県に存在する業者数は考慮せず機械的に配分。）	6,909 層	約 11 万業者
動態調査	完成工事高（3 層） 公共元請完成工事高（4 層）	抽出数の半数を均等配分 抽出数の半数を各都道府県の業者数に応じて配分	564 層	約 1 万 2 千業者

(3) 行政記録情報の活用

統計法においては、行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備され、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においてもその促進が指摘されている。

施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第 11 条第 2 項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。しかしながら、これらの提出書類については、提出時期等の問題があり、かつ電子化が行われていないことなどから、現状では施工調査に活用されていない。

当該書類は、発注者保護の観点から公衆の閲覧に供することを目的に提出を求めているものであるが、これが電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、国土交通省の統計部局は、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討する必要がある。

（建設工事統計調査）

決裁の概要

平成 23 年７月５日付けで国土交通大臣から申請のあった建設工事統計調査（以下「本調査」という。）の変更について、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第２項において準用する法第９条第４項の規定に基づく統計委員会の答申を基に審査を行ったところ、法第 10 条の承認基準に適合しているので承認し、別案により通知するものである。

本件の決裁内容の概要は、以下のとおりである。

1　本件は、国土交通大臣が、建設工事統計調査（基幹統計調査）に係る承認事項の一部を変更したいとして、法第 11 条第１項の規定に基づく総務大臣の承認を求めてきたものである。

2　今回の承認事項の主な変更内容は、以下のとおり。

(1) 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の変更

ア　抽出方法の見直し

(ｱ)　標本抽出に使用する完成工事高データを直近の利用可能なデータに変更

(ｲ)　全数を調査していた「しゅんせつ工事業」の標本調査への変更

(ｳ)　標本抽出を行う際の抽出層ごとの最低抽出数の変更

イ　調査事項の変更

(ｱ)　「国内建設工事の年間受注高」の削除

(ｲ)　「経費」の追加等

ウ　集計事項の変更

今回の調査事項の変更内容を踏まえた集計を行うための変更

(2) 建設工事受注動態統計調査の推計方法の見直し

抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を加味する方法に見直し

3　本調査計画については、施工調査の調査事項である「国内建設工事の年間受注高」及び「租税公課」、さらに「集計事項」においては、所要の措置（①削除する計画である「国内建設工事の年間受注高」のうち、合計については少なくとも２年間は残し、推計した年間受注高の検証を行うこと、②経済センサス-活動調査と異なる租税公課の事業税の取扱いについては、記入要領等において明確にすること、③業種別・都道府県別集計については、32 業種で実施すること）をとることを条件とした上で、承認して差し支えない旨の答申がなされている。

4　本件申請について、法第 10 条に規定する審査基準等に基づき審査した結果、同答申において指摘された措置をとることを条件として承認することが適当と考える。

5　また、上記答申において今後の課題として指摘されている①建設業者の主業決定方法の改善、②標本設計の見直し、③行政記録情報の活用についても、その検討の必要性が認められることから、国土交通省を指導することとする。

統計調査審査票

平成 23 年 9 月 日
担当： ■

■ 基幹統計調査	□ 一般統計調査

統計調査の名称	建設工事統計調査
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室

〔申請の区分〕				
□新規 ■変更 □中止	文書番号	平成23年7月5日付け国総情建第54号		
	申請者	国土交通大臣	前回の整理番号	

≪報告者の重複是正措置≫

調査票名	建設工事施工統計調査票		
調査対象	■事業所・企業（→ ①～④） □行政機関等（→ ①、②） □世帯、個人（→ ①、②）		
① 〔調査方法〕 □全数調査 ■無作為抽出 ■有意抽出		② 〔調査期間〕 毎年	所見に記載 ■
③ 〔重複是正〕 □不要 ■要		④ 〔調査履歴登録〕 平成24年5月中旬予定	
調査票名	建設工事受注動態統計調査票		
調査対象	■事業所・企業（→ ①～④） □行政機関等（→ ①、②） □世帯、個人（→ ①、②）		
⑤ 〔調査方法〕 □全数調査 ■無作為抽出 ■有意抽出		② 〔調査期間〕 毎月	所見に記載 ■
③ 〔重複是正〕 □不要 ■要		⑥ 〔調査履歴登録〕 平成25年2月下旬予定	

≪今回の申請に係る予算審査意見≫ 所見に記載 □

□判定区分が○以外 ⇒
■判定区分が○（重要審査案件に該当しなかった場合も含む。）
□審査していない（予算審査時点で計画されていなかった調査、補正予算により計画された調査 等）

≪「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係≫ 所見に記載 ■

① 申請に係る統計調査について個別に指摘している事項の有無	□指摘あり ■指摘なし
② 行政記録情報等の有無に係る調査実施者による事前調査の状況	■調査済み □未調査

≪前回承認時における指摘事項≫ 所見に記載 □

□指摘なし ■指摘あり（標本設計の再評価、維持・補修工事を十分把握するための措置及びオンライン調査についての検討）

≪審査の視点≫	基準に合致	所見に記載
① 基幹統計を作成するための必要十分性等の視点（第10条第1号）	■	■
② 調査の統計技術的合理性等の視点（第10条第2号、第20条第1号）	■	■
③ 他の統計調査との重複排除の視点（第10条第3号、第20条第2号）	■	■
④ 各号横断的事項（基本計画との関係 等）	■	■

結論	□承認（条件なし） ■承認（条件あり） □不承認
今後の課題	■課題あり □課題なし

別紙

（建設工事統計調査）

所　見

平成23年7月5日付けで国土交通大臣から申請のあった建設工事統計調査（以下「本調査」という。）の計画について審査した結果は、下記のとおりである。

なお、本件申請は、平成24年度の調査から変更するために申請されたものである。

記

Ⅰ　承認の適否

本件申請については、通知書の別紙に記載する条件を付して、承認することが適当であると考える。

Ⅱ　理由等

1　申請された計画の概要等

（1）調査実施の目的等

本調査は、建設工事の完成工事高や受注高及び建設業の就業者や個別工事の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として、①「建設工事施工統計調査」（年次調査。以下「施工調査」という。）及び②「建設工事受注動態統計調査」（月次調査。以下「動態調査」という。）から構成される調査である。

本調査は、昭和31年から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として実施され、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（建設工事統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

施工調査は、建設工事の完成工事高に加え、就業者数や付加価値なども総合的に把握しており、産業連関表や建設投資見通しなど建設行政や経済政策等の基礎資料として利用されている。また、動態調査は、建設業者の建設工事受注動向を月次で把握しており、月例経済報告など建設行政や経済政策の基礎資料として利用されるとともに、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度の対象となる不況業種の指定や加工統計である建設総合統計を作成するための基礎データにもなっている。さらに、本調査は、業界団体や研究機関における業況把握や建設投資見通しの作成のための基礎資料としても活用されている。

（2）主な変更内容

国土交通大臣から申請された計画における主な変更内容は、以下のとおりである。

ア　施工調査の抽出方法の見直し

(ｱ)　標本抽出に使用する完成工事高データの変更

標本の抽出率は、完成工事高を基に算出している。この完成工事高のデータは、前回調査までは昭和53年度のものを使用していたが、今回調査からは直近の利用可能なデータに改める。また、今後は、完成工事高等建設業の実態の変化を毎年検証した上で、データの更新は原則５年ごとに行う。

(ｲ)　「しゅんせつ工事業」の抽出方法の変更

「しゅんせつ工事業」は昭和53年には約500業者と少数であったことから、全数を調査していたが、業者数が増加（平成21年約２万４千業者）したことから、「石工・タイル・れんが・ブロック工事業」（同約１万９千業者）や「塗装工事業」（同約１万６千業者）等と同様に標本調査に変更する。

(ｳ)　最低抽出数の変更

標本抽出を行う際に業種別（21層）・資本金階層別（７層）に抽出率を設定し、これを基に抽出された約11万の建設業者を、都道府県別に機械的かつ均等に割り当てている。この標本を均等に割り当てる際に、建設業者が２業者以上存在し、抽出数が１業者となっている場合は、これを２業者に引き上げる。

イ　施工調査の調査事項の変更

(ｱ)　「国内建設工事の年間受注高」の削除

建設工事の年間受注高について、月間受注高から年間受注高の推計が可能であることから、年間受注高に係る調査事項を削除する。

(ｲ)　「経費」の追加等

調査事項として「経費」（完成工事について発生する材料費、労務費、外注費以外の費用）、「販売費及び一般管理費」、「材料費」、「うち労務外注費」（「労務費」の内訳）及び「外注費」を追加することとしている。また、これまでは「人件費」の総額を把握していたが、「経費」及び「販売費及び一般管理費」のそれぞれの内訳として「人件費」を追加する。

ウ　施工調査の集計事項の変更

集計事項については、今回追加を予定している調査事項である「経費」等を追加し、今回削除を予定している「元請受注高」等を削除する。

エ　動態調査の推計方法の見直し

従来、受注高等の推計方法については抽出率の逆数を乗じていたが、より的確な推計を行うため、抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を加味する方法に見直しをする。

2　統計委員会における審議結果

本件申請については、法第11条第２項において準用する法第９条第４項の規定に基づき統計委員会に付議したところ、国土交通省における計画について所要の措置をとることを条件として、承認して差し支えない旨の答申を得ている（諮問から答申までの経緯等については資料１～３参照）。

3　総務省における審査結果

（１）法第10条各号等に基づく審査結果

国土交通大臣から申請された計画について、統計委員会の答申を踏まえ、法第10条に規定された承認の基準等に基づき審査した結果は、以下のとおりである。

ア　施工調査の抽出方法の見直し（法第10条第１号及び第２号関係）

(ｱ)　標本抽出に使用する完成工事高データの変更

標本抽出に使用する完成工事高データの変更については、建設業の実態をより正確に反映するための変更であり、適当である。

(ｲ)　「しゅんせつ工事業」の抽出方法の変更

「しゅんせつ工事業」の抽出方法の変更は、精度を維持しつつ、全数調査から標本調査にすることにより、報告者が約２万４千業者から約５千業者に減少するもので、報告者負担の軽減を図るための変更であり、適当である。

(ｳ)　最低抽出数の変更

最低抽出数の変更については、精度向上を図る観点から、回答数が０となることをできる限り回避するための変更であり、適当である。

イ　施工調査の調査事項の変更

(ｱ)　「国内建設工事の年間受注高」の削除

「国内建設工事の年間受注高」の削除については、後記エのとおり、今回、動態調査の推計方法を見直すことにより、精度の高い推計が可能となることが期待され、報告者の負担軽減を図るための変更であり、適当である。

ただし、動態調査の推計方法の見直しの結果、従来の調査結果との断層が生じる可能性があることから、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行う必要がある。

(ｲ)　「経費」の追加等

「経費」の追加等については、建設業の下請構造の実態を把握する観点から、固定費（「経費」及び「販売費及び一般管理費」）と変動費（「材料費」、「労務費」及び「外注費」）との関係を把握するための変更であり、適当である。

なお、従前から調査している「租税公課」については、「経済センサス－活動調査」（以下「経済センサス」という。）の調査事項である「租税公課」と事業税の取り扱いについて相違がみられることから、報告者が正確に記入できるようにする必要がある。

ウ　施工調査の集計事項の変更

集計事項については、今回の調査事項の変更内容を踏まえた集計を行うための変更であり、適当である。

なお、従前より行っている業種別・都道府県別集計については、複数の業種をまとめていることから、集計事項の見直しが必要である。

エ　動態調査の推計方法の見直し

動態調査の推計方法の見直しについては、統計精度の一定の改善を図るための変更であり、適当である。

オ　他の基幹統計調査との間の重複（法第10条第３号関係）

本調査は、新設・維持修繕別や施工都道府県別等の建設工事の完成工事高等を詳細に把握し、建設工事及び建設業の実態を把握するものであり、本調査に代替可能な他の統計調査はない。

カ　「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係（各号横断的事項）

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年３月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、本調査に関する個別の指摘はない。

なお、建設工事の完成工事高等に関する行政記録情報のとしては、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第２項に基づき建設業許可業者に提出が求められている「直前３年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」等の書類がある。

これについては、提出時期等の違いや電子化が行われていないことなどから、本調査を代替することが困難であるため、本調査の実施はやむを得ないと考える。

（２）承認における条件

本件の承認に当たり、前記（１）で述べた審査結果を受けて、以下の事項について条件とすることが必要である。

１　施工調査の調査事項

ア　「国内建設工事の年間受注高」の削除

建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも２年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行うこと。

イ　「租税公課」

経済センサスの調査事項である「租税公課」との事業税の取り扱いの相違を踏まえ、報告者が正確に記入できるよう記入要領等において明確にすること。

２　施工調査の集計事項

業種別・都道府県別集計については、32業種で集計を行うこと。

（3）今後の課題

統計委員会における審議等を通じて明らかになった今後の課題は、以下のとおりであり、利用ニーズに応じた的確な統計の整備等を図る観点から、調査実施者である国土交通省において、今後、適切に対応するよう指導することとする。（資料４参照）

ア　建設業者の主業決定方法の改善

建設業者の主業決定方法を改善するため、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前３年の各事業年度における工事施工金額」等）等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析すること。なお、これら調査結果の活用や分析については、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させること。

イ　標本設計の見直し

抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法等を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行うこと。なお、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成26年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させること。

ウ　行政記録情報の活用

施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第11条第２項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前３年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。

そのため、当該書類が電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討すること。

4　その他（調査客体の重複是正措置）

本調査は、建設業許可業者を対象として無作為抽出を行っていることから、事業所母集団データベースを利用した重複是正及び調査履歴登録の対象となる。

これについて、国土交通省は、重複是正については、毎年５月中旬（施工調査）及び２月下旬（動態調査）に行い、重複是正の後、速やかに調査対象名簿を提出することにより、調査履歴登録を行うこととしている。また、最終的な調査結果名簿については、毎年２月下旬

（施工調査）及び５月中旬（動態調査）に提出することとしている。

これらは、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領」に沿ったものであり、適当である。

総政審第356号
平成23年10月6日

国土交通大臣　殿

総務大臣

基幹統計調査の承認について（通知）

平成23年7月5日付け国総情建第54号で申請された下記調査の変更について、別紙のとおり変更することを条件に承認します。

記

建設工事統計調査

別紙

1　建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の調査事項

ア　「国内建設工事の年間受注高」

「国内建設工事の年間受注高」については、今回、削除を行い、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の月間受注高から年間受注高を推計することとしているが、動態調査については推計方法の見直しを計画しており、従来の調査結果と推計結果との間に断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも２年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行うこと。

イ　「租税公課」

従前から調査している「租税公課」については、平成24年２月に実施される「経済センサス-活動調査」の調査事項である「租税公課」と事業税の取り扱いについて相違がみられることから、報告者が正確に記入できるよう記入要領等において明確にすること。

2　施工調査の集計事項

業種別・都道府県別集計については、複数の業種をまとめていることから、32業種で集計を行うこと。

＜実施要領＞

対象統計：基幹統計（５６）

点検項目：以下の項目について、承認された調査計画や対外的な説明のとおり行われているか

○調査対象の選定方法（全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数　等）

また、復元推計の実施状況についても調査（抽出調査において、統計的な処理（復元）が適切に行われているか）

※集計プログラムにおける復元処理の点検を含む

なお、統計調査以外の方法によって作成する基幹統計については、その作成方法（統計法第２６条に基づき、総務大臣に通知された作成方法と異なる方法で作成されていないか）について調査

点検手法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施。これを総務省が取りまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等
（内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

提出期限：１月２２日（火）１０時

提出先　：総務省政策統括官室総点検担当の各府省担当者に加えて総括担当にも送付してください（下記連絡先参照）。

【連絡先】
総務省政策統括官（統計基準担当）
総括担当：[redacted]
＜各府省等担当者＞
農林水産省担当：[redacted]
内閣府、経済産業省担当：[redacted]
総務省担当：[redacted]
国土交通省担当：[redacted]
財務省、国税庁、文部科学省担当：[redacted]
厚生労働省担当：[redacted]

ＴＥＬ：[redacted]
ＦＡＸ：[redacted]

参考資料11

基幹統計の一斉点検において、国土交通省が総務省に提出した資料（抜粋）

点検作業表

建設工事統計調査

府省名（担当課室）	統計・調査名称	調査票数	総評	計画実績自己点検結果	1調査対象の選定方法														2 復元推計の実施		
					①調査対象の範囲						②全数調査・抽出調			③抽出方法等				④標本設計の概要（無作為抽出、有意抽出の場合）	⑤報告者数	必要なし	必要あり
					地理的範囲		属性的範囲							選定方法			母集団情報				実施（復元乗率、プログラムの確認年月、確認方法等を記載）	未実施
					全国	一部地域（説明を記載）	世帯・個人	企業・法人	事業所	その他（説明を記載）	全数調査	一部全数調査（全数の範囲を記載）	抽出調査	全数調査	無作為抽出	有意抽出					
国土交通省（総合政策局情報政策課建設経済統計調査室）	建設工事統計調査	4	○	計画・公表	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1	1	建設業許可業者	別添資料1参照	－		
				実績	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1	1	建設業許可業者	同上	－	1	復元乗率：別添資料2参照 確認年月、確認方法：平成31年1月、 ・復元推計が適切に行われていることを独立行政法人統計センターに確認。 ・調査設計とプログラムが整合していることを委託業者に確認。	
				自己点検結果	○		○				○			○			○	○	○		○	
	建設工事施工統計調査票（抽出）	2	○	計画・公表	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1		建設業許可業者	別添資料1参照	約110,000（母集団数：約50万）		
				実績	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1		建設業許可業者	同上	112,262（母集団数：465,454）最新の母集団名簿を使用し、調査対象を抽出したため		復元乗率：別添資料2参照 確認年月、確認方法：平成31年1月、 復元推計が適切に行われていることを独立行政法人統計センターに確認。	
				自己点検結果	○		○				○			○			○	○	○		○	
	建設工事受注動態統計調査票（甲）（抽出）	1	○	計画・公表	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1	1	建設業許可業者	別添資料1参照	約12,000（母集団数：約50万）		
				実績	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1		1	1	建設業許可業者	同上	12,128（母集団数：465,454）最新の母集団名簿を使用し、調査対象を抽出したため		復元乗率：別添資料2参照 確認年月、確認方法：平成31年1月、 調査設計とプログラムが整合していることを委託業者に確認。	
				自己点検結果	○		○				○			○			○	○	○		○	
	建設工事受注動態統計調査票（乙）（抽出）	1	○	計画・公表	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1			1	建設業許可業者	別添資料1参照	49（母集団数：約50万）		
				実績	1					1 建設業法上の許可を受けた建設業者			1			1	建設業許可業者	同上	49（母集団数：465,454）	1		
				自己点検結果	○		○				○			○			○	○	○		○	

別添資料１

①施工調査票

建設業許可業者を資本金階層別・層化業種別に分類し、次の条件に基づき、約１１万業者を抽出。

○大臣許可業者は全数抽出

○知事許可業者は次の条件に基づき抽出

・資本金又は出資金が３千万円以上の業者は全数抽出

・舗装、板金、さく井工事業の許可を有する業者は全数抽出

・上記以外の許可業者について、資本金階層別、層化業種別に分類し、各層ごとに抽出率を設定（※）して抽出（都道府県別に均等抽出）

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の業者について、完成工事高の標準偏差に基づき、６つのグループに分類し、一番標準偏差が大きいグループは全数抽出とし、残りの５つのグループについては、グループ毎の平均標準偏差を指標としたネイマン配分により抽出率を設定

②動態調査票甲

建設業許可業者を母集団とし、建設工事施工統計調査の標本抽出を第１相とする層化２相抽出法により、約1万2千業者を抽出（国土交通大臣が指定した大手指定建設業者49社については有意抽出）。

第２相の標本抽出については、建設工事施工統計調査の結果を利用し、次の条件に基づき抽出

○完成工事高が１億円未満の業者は抽出しない

○完成工事高が５０億円以上の業者は全数抽出

○上記以外の業者については、完成工事高及び公共元請完成工事高に基づき完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（半数は都道府県別業者数に応じて抽出し、残りの半数はに都道府県別に均等抽出）

③動態調査票乙

国土交通大臣が指定した大手指定建設業者49社について有意抽出

別添資料2

2 復元推計の実施

統計名	建設工事統計調査（建設工事施工統計調査、建設工事受注動態統計調査甲）

点検内容

＜建設工事施工統計調査＞

[復元乗率]　抽出率の逆数

[プログラムの確認年月・確認方法]　乗率：平成27年3月調査対象者名簿抽出システム改修時の完了検査

復元：平成31年1月統計センターに確認

＜建設工事受注動態統計調査甲＞

[復元乗率]　抽出率の逆数及び回収率の逆数

[プログラムの確認年月・確認方法]　乗率：平成24年3月調査対象者名簿抽出プログラム改修時の完了検査

平成31年1月統計センターに確認

復元：平成24年3月集計システム改修時の完了検査

平成31年1月統計センターに確認

参考資料12

第８回評価分科会（令和２年10月30日）資料３の参考資料（抜粋）

建設工事施工統計調査における欠測値補完の見直しについて（案）
参考資料

令和2年10月

国土交通省総合政策局情報政策課

建設経済統計調査室

建設工事受注動態統計調査への影響①

国土交通省

○建設工事受注動態統計調査については、平成25年より推計方法を変更（抽出率の逆数に加えて、都道府県別・抽出層別の回収率を加味）。この結果、同調査の受注高と、建設工事施工統計調査の完成工事高はほぼ同水準で推移。

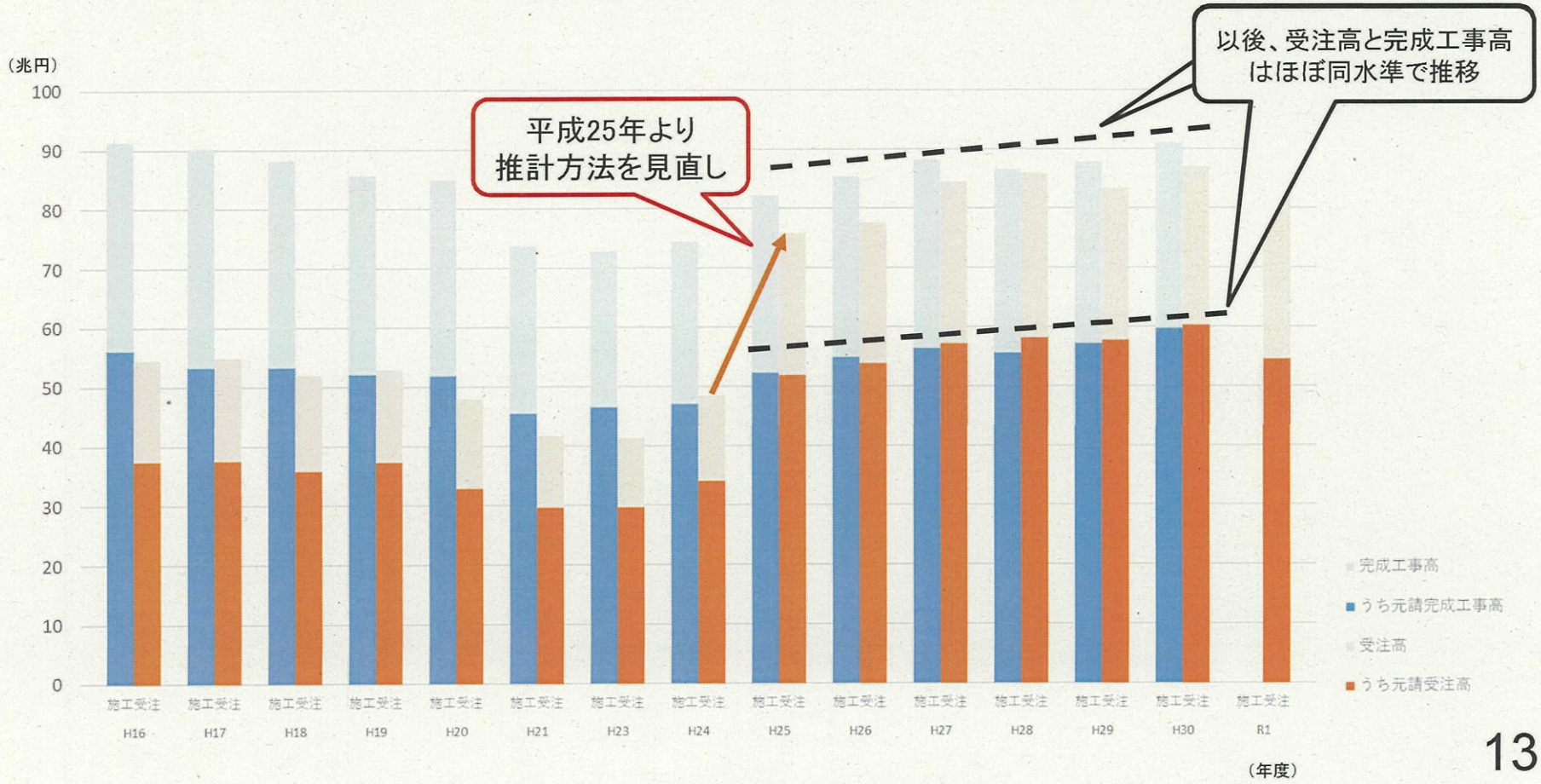

建設工事受注動態統計調査への影響②

国土交通省

○建設工事受注動態統計調査は、前年度の建設工事施工統計調査の対象業者（約11万業者）のうち、回答業者（約7万業者）の中から抽出しているが、調査結果の復元に当たっては、無回答業者（約4万業者）は実績なしとみなして推計しており、建設工事施工統計調査と同様に、調査結果が過少になっていると見込まれる。

⇒このため、今般の建設工事施工統計調査における欠測値補完方法の見直しにあわせて、建設工事受注動態統計調査の推計方法についても見直しを行う。

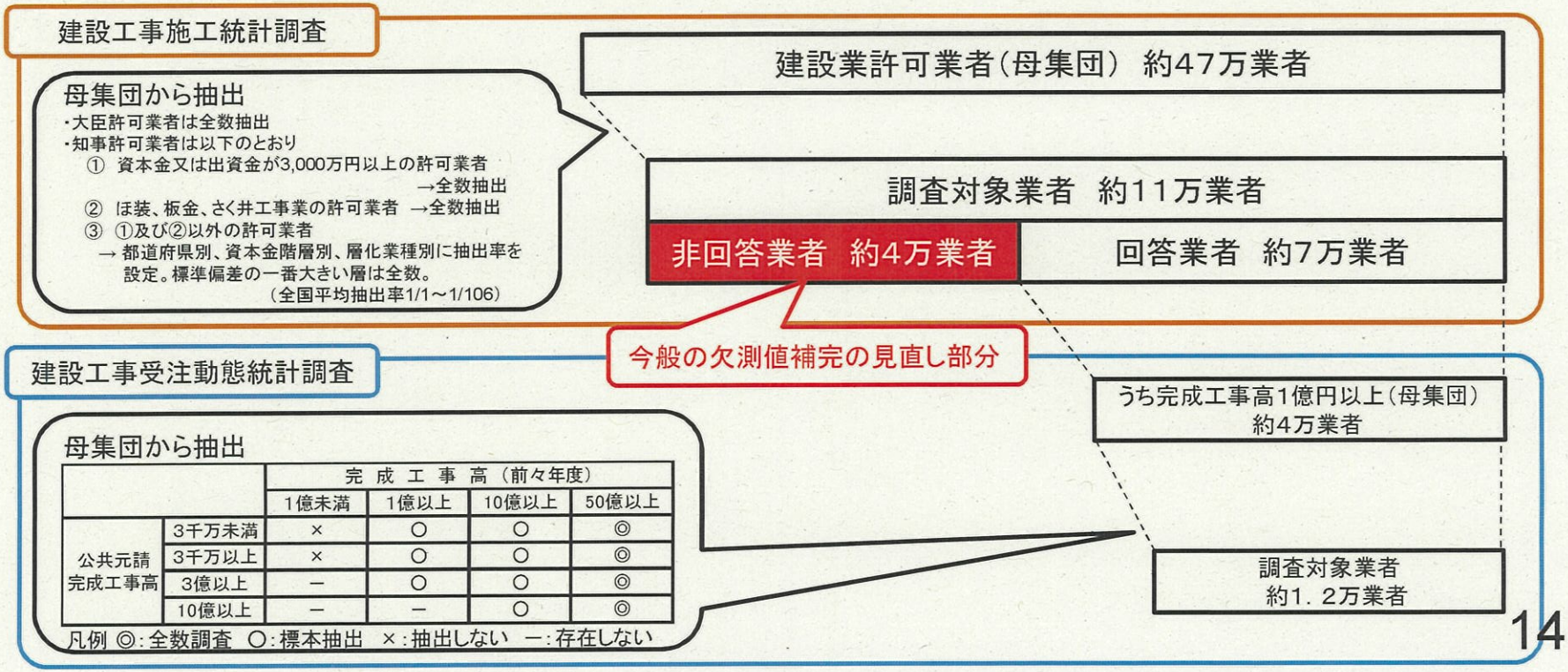

		完成工事高（前々年度）			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	－	○	○	◎
	10億以上	－	－	○	◎

建設工事受注動態統計調査への影響③

国土交通省

○建設工事受注動態統計調査について、報告者のやむを得ない事情等により提出期限（翌月10日）から遅れて提出があった調査票については、可能な限り当月分の調査結果に反映させるよう柔軟な運用を行っているところであるが、それでも間に合わない調査票は、翌月に実績があったものとして計上しているところ。

⇒今般の建設工事受注動態統計調査の推計方法の見直しにあわせて、遅れて提出があった調査票についても当月分の調査結果に適正に反映すべく、毎年度の年度報の公表にあわせて遡及改定を行うこととする。

＜調査票の反映状況＞

※数字は令和2年1～6月までに調査対象業者（約1.2万業者）から回答があった調査票の反映状況を月平均したもの

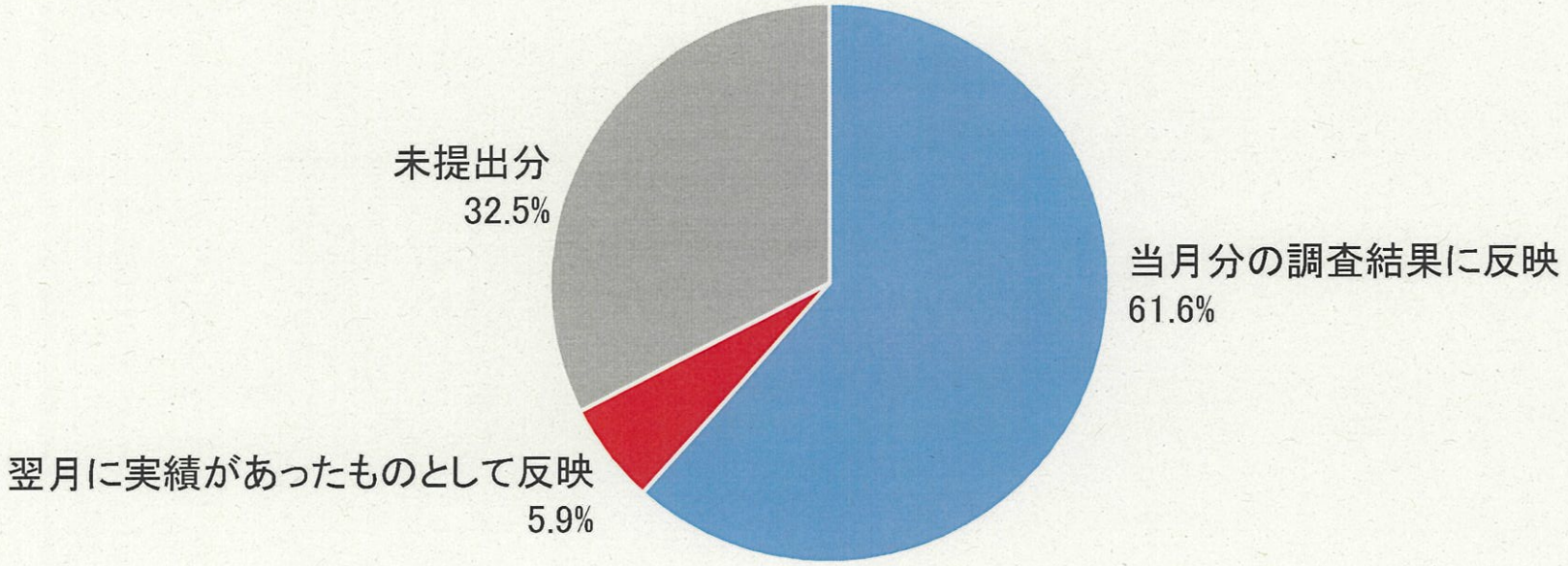

参考資料13
令和２年10月15日の経済統計審査官室と国土交通省との打合せ資料（抜粋）

建設工事施工統計調査における欠測値補完の見直し等について（メモ）

１．検討項目

（１）建設工事施工統計調査

①欠測値補完の見直し

・統計委員会評価分科会（H31.3）におけるご指摘事項への対応

・H28 経済センサスを踏まえた再検証

・非回答事業者の活動実態の補足方法の検討

（行政記録情報（経営事項審査結果）の活用）

②回収率向上に向けた調査項目の見直し

・行政記録情報（建設業許可番号）の活用による調査事項の簡素化

（企業名・所在地、経営組織、資本金・出資金の削除）

・行政記録情報（損益計算書、完成工事原価報告書等）に準拠した記載項目の並べ替え

（２）建設工事受注動態統計

①建設工事施工統計調査の欠測値補完の見直しに伴う変更

・推計方法の見直し

・遅れて提出があった調査票の取扱い（年度報公表にあわせて遡及改定）

②回収率向上に向けた調査項目の見直し

・行政記録情報（建設業許可番号）の活用による調査事項の簡素化

（企業名・所在地、経営組織、資本金・出資金の削除）

（３）建築物リフォーム・リニューアル調査

・建設工事施工統計調査の欠測値補完の見直しに伴う推計方法の変更

（４）建設総合統計

・建設工事施工統計調査の欠測値補完の見直しに伴う推計方法の変更

（５）その他

・産業連関表（建設部門）への影響

２．スケジュール（案）

令和２年度実績を把握する調査より推計方法・調査方法の見直しを反映

以　上

※万が一、複数月で提出されてしまった場合について

国土交通省

調査票の回収作業の中で、複数月分の調査票がまとめて提出されるケースがあります。
以下のようにまとめて提出を願います。

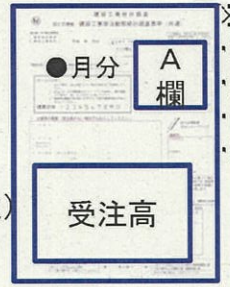

※留意点※
・第二面を書き直す必要はない
・受注高は各項目足し上げる（今回は簡略化した図である）
・何月分が1枚目になっても構わない
・実績なしが複数枚提出してきた際も同様の処理を行う

● 2か月分をまとめて提出してきた場合（実績ありが複数枚）

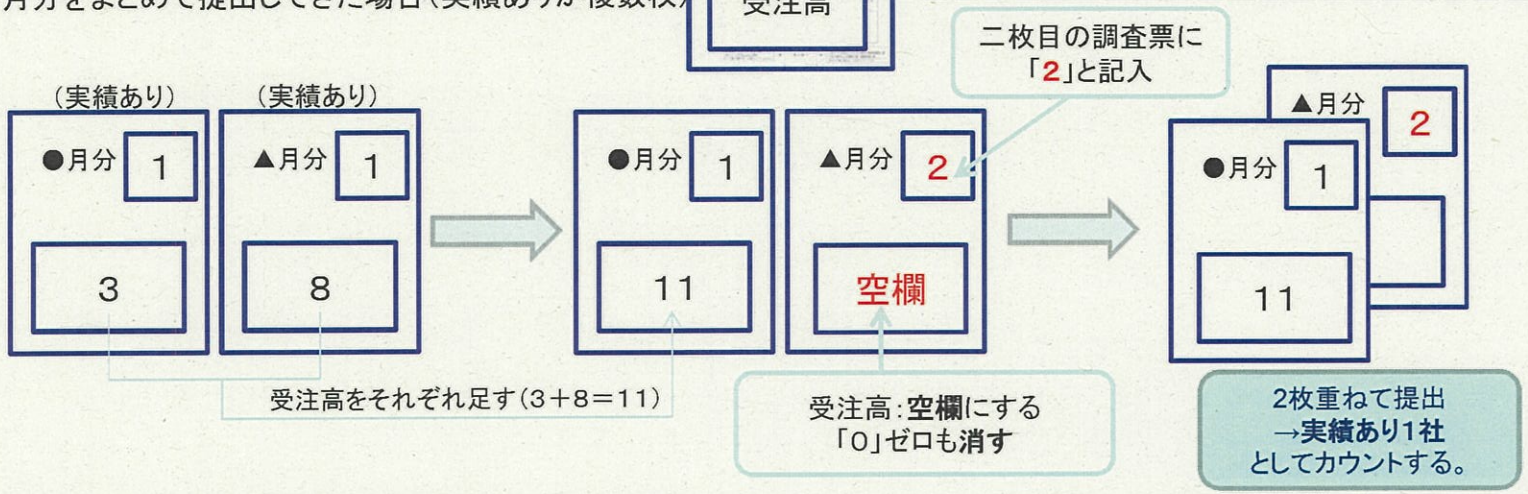

● 3か月分をまとめて提出してきた場合（実績なしを含む場合）

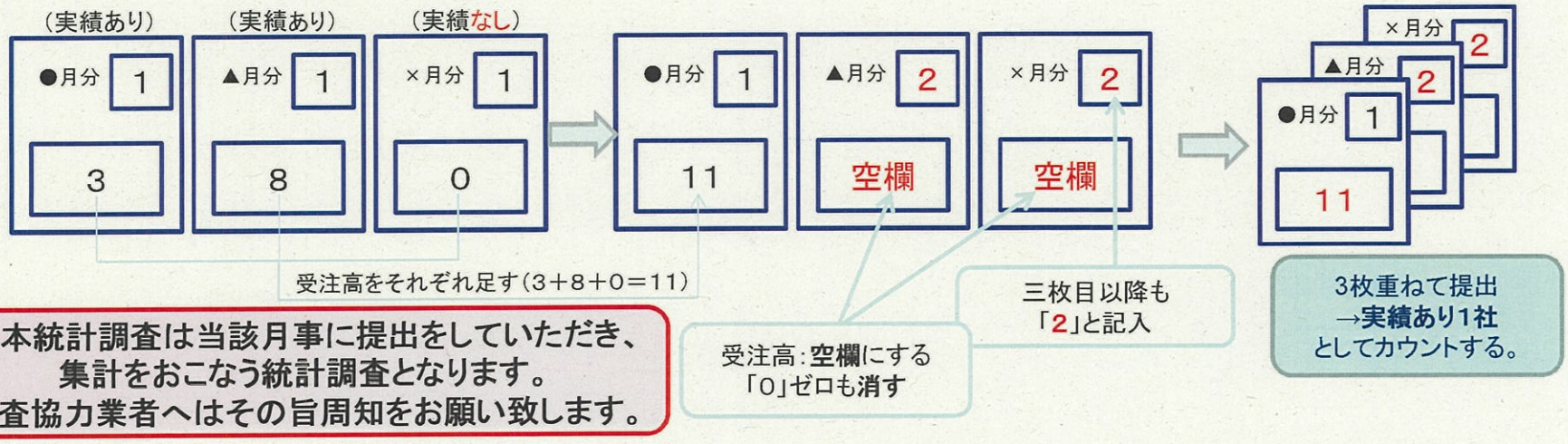

**※本統計調査は当該月事に提出をしていただき、集計をおこなう統計調査となります。
調査協力業者へはその旨周知をお願い致します。**

同一の業者より複数枚提出があった場合
例：6月集計時に4月分、5月分、6月分まとめて提出があった場合

業者：A業者（大臣許可・000201）

A社

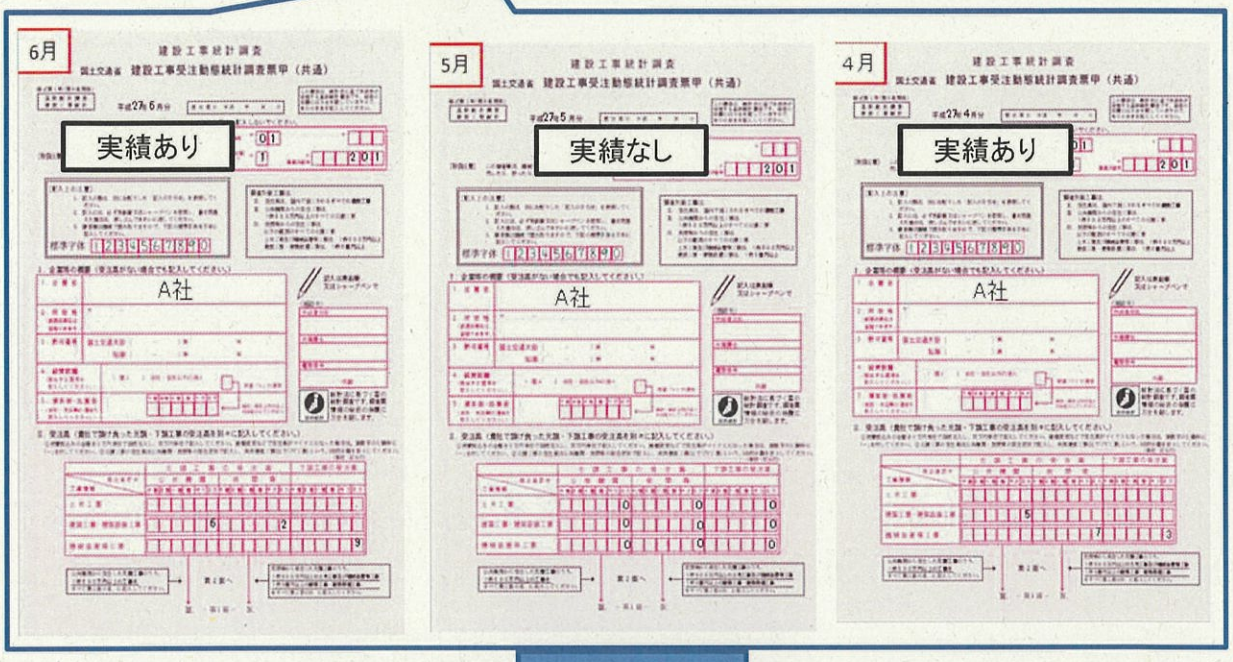

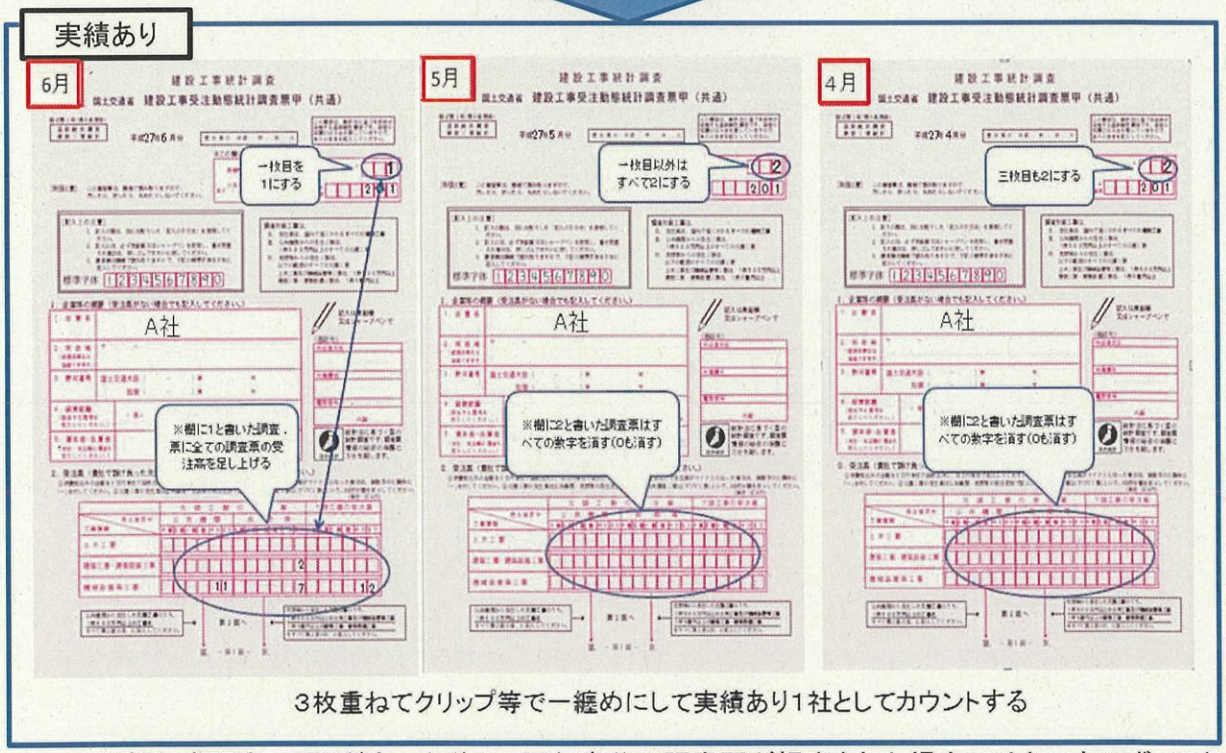

3枚重ねてクリップ等で一纏めにして実績あり1社としてカウントする

※新年度調査に切り替わった後に、旧年度分の調査票が提出された場合にはなにもせず、旧年度分のみを纏め、そのまま提出下さい。

国土交通省から統計委員会担当室への連絡メール

参考資料14

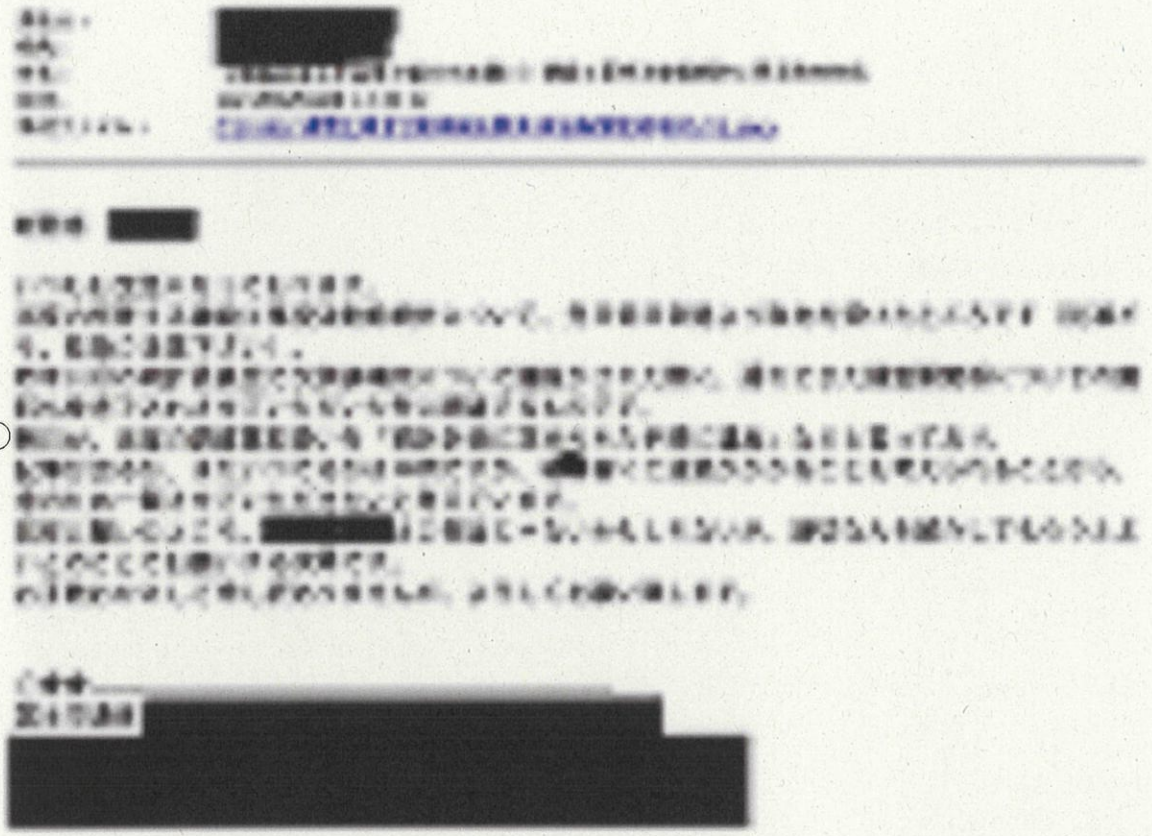

①「当室の調査票取扱いを「統計計画に定められた手順に違反」などと言っており、記事が出るか、またいつでるかは不明ですが、総務省にご迷惑がかかることも考えられることから、念のため一報」との記載あり。

国土交通省作成の取材対応概要メモ

[redacted]

①

②

③

④

①記者が「ダブルカウントも発生」と指摘する旨の記載あり。
②国土交通省が「ダブルカウントによる上振れは微々たるものという認識」と回答している旨の記載あり。
③記者が「影響が微々たるものということも調査票が残っていないのであれば確認は困難ではないか」と指摘する旨の記載あり。
④国土交通省が「実態としての数値が分からない以上、調べることは困難」と回答している旨の記載あり。

国土交通省から経済統計審査官室への連絡メール

参考資料15

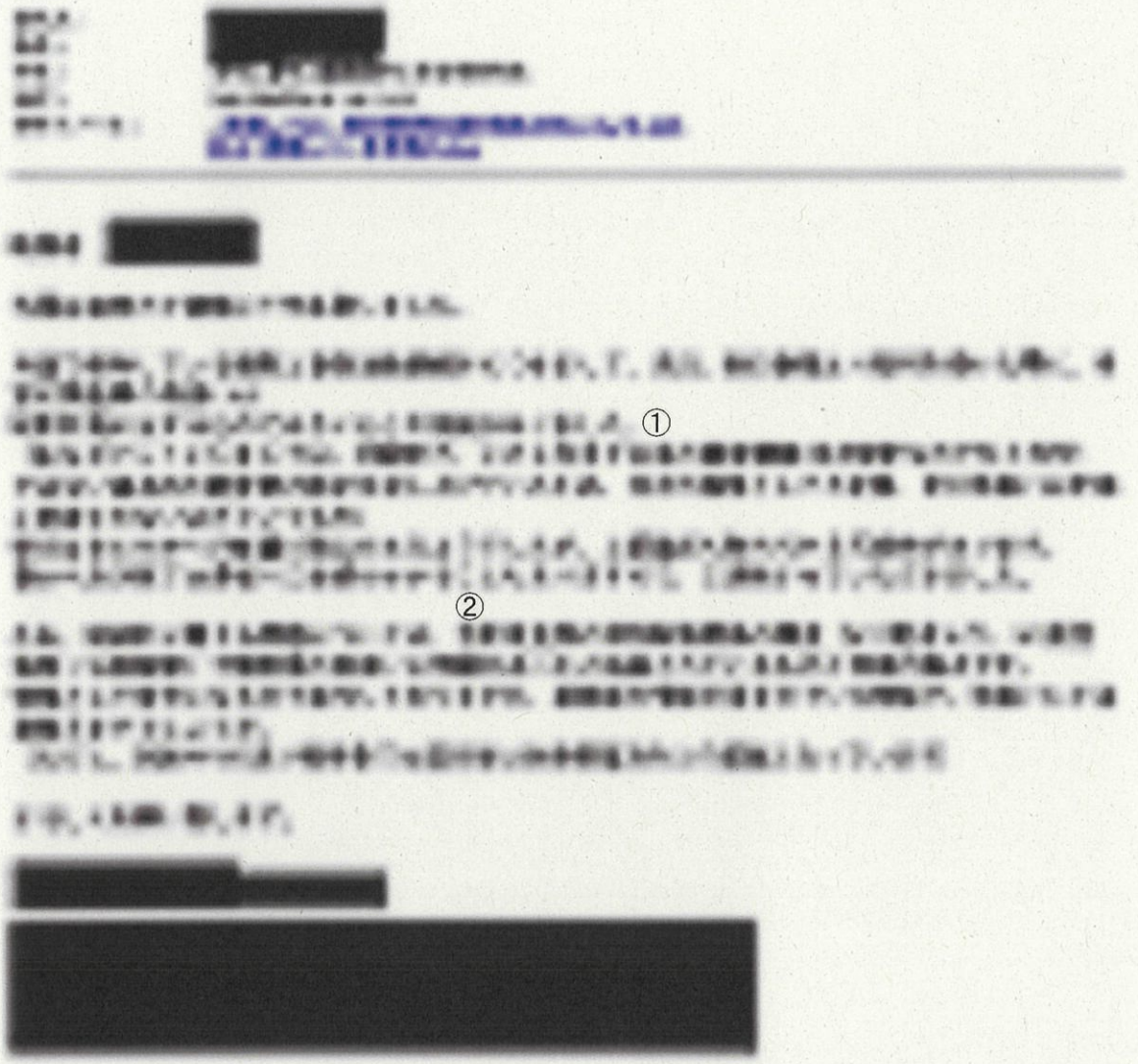

①記者から「この３月まで本来の調査期間（月次統計のためひと月分）ではない過去月の調査票の数字を足し上げていたため、月次の報告として不正確、また取扱いは計画上許容されないはず」との指摘を受けている旨の記載あり。

②「会計検査院の特別報告関係の調査で調査票の取扱いに問題があったと指摘されているものと同様の論点」について指摘を受けているが、当該論点について会計検査院の報告案では「国交省では改善措置済み」となっている旨の記載あり。

国土交通省作成の会計検
査院特別検査対応の資料

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

統計委員会担当室の職員から同室内
一部職員宛てのメール

参考資料16

[redacted]

[redacted]

①

[redacted]

①「平成25年以降については「回収率の逆数」により母集団推計する一方で、「遅れてきた調査票を当月分扱いする」としたため、例えばＡ社が６月分の回答時に４～６月分の調査票を一度に回答した場合、６月に３か月分の実績があったものとして、それが母集団に復元されていた、ということです。過大推計となります。」と記載あり。

参考資料17

各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について

令和２年６月 17 日
内閣官房統計改革推進室

１．目的

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年９月 30 日統計委員会建議）及び統計行政の新生に向けて（令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会報告）において、疑義照会があった場合の組織内情報共有ルールや誤り発見後の対応ルールを定める必要があることが指摘されている。これを受けて、内閣官房統計改革推進室として、各府省において公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関するルールを定めるに当たってのひな型を示すとともに、各府省における誤り事案を整理・分析し、情報共有するための方針を定める。

２．概略

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応は、別紙１のとおりである。

内閣官房統計改革推進室は、各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応が適切に実施されるよう指導・助言等を行う。

３．方針

（１）各府省における対応ルールのひな型

統計調査を実施する各府省が定めるべき対応ルールのひな型は、別紙２のとおりである。また、実務上の参考とするために、ひな型をフロー図にしたものが、別紙２の参考である。本ひな型の趣旨を踏まえる限りにおいては、各府省の実情等に応じてひな型とは異なるかたちで定めることは差し支えない。

また、本ひな型は、軽重問わず誤りが発生した場合に、最低限対応すべき内容を示したものである。

なお、本ひな型は継続実施している統計調査を対象としているが、それ以外の調査についてもこれに準じて対応することが望ましい。また、公表数値等の訂正を伴わない調査票情報の訂正等については本取組の対象とはしないが、各府省において、本取組も踏まえつつ、必要な対応が行われることを期待する。

（２）誤り情報の共有

統計分析審査官（各府省担当）は、結果数値等の訂正の公表後に調査実施課室から提出された報告書を随時、統計分析審査官（総括担当）に提出し、再発防止策の検討等に資するよう、統計分析審査官内で共有する。また、各府省の窓口課室は必要に応じて当該府省内で共有することができる。

統計分析審査官は共有された報告書を集約した上で、統計分析審査官（総括担当）を中心に、原因別の発生状況、効果的な再発防止策等について分析し、その情報を原則として年１回程度、統計分析審査官（各府省担当）及び各府省の窓口課室を通じて政府全体で共有する。

別紙１

公表数値等の誤り等への主な関係者の対応（関係図）

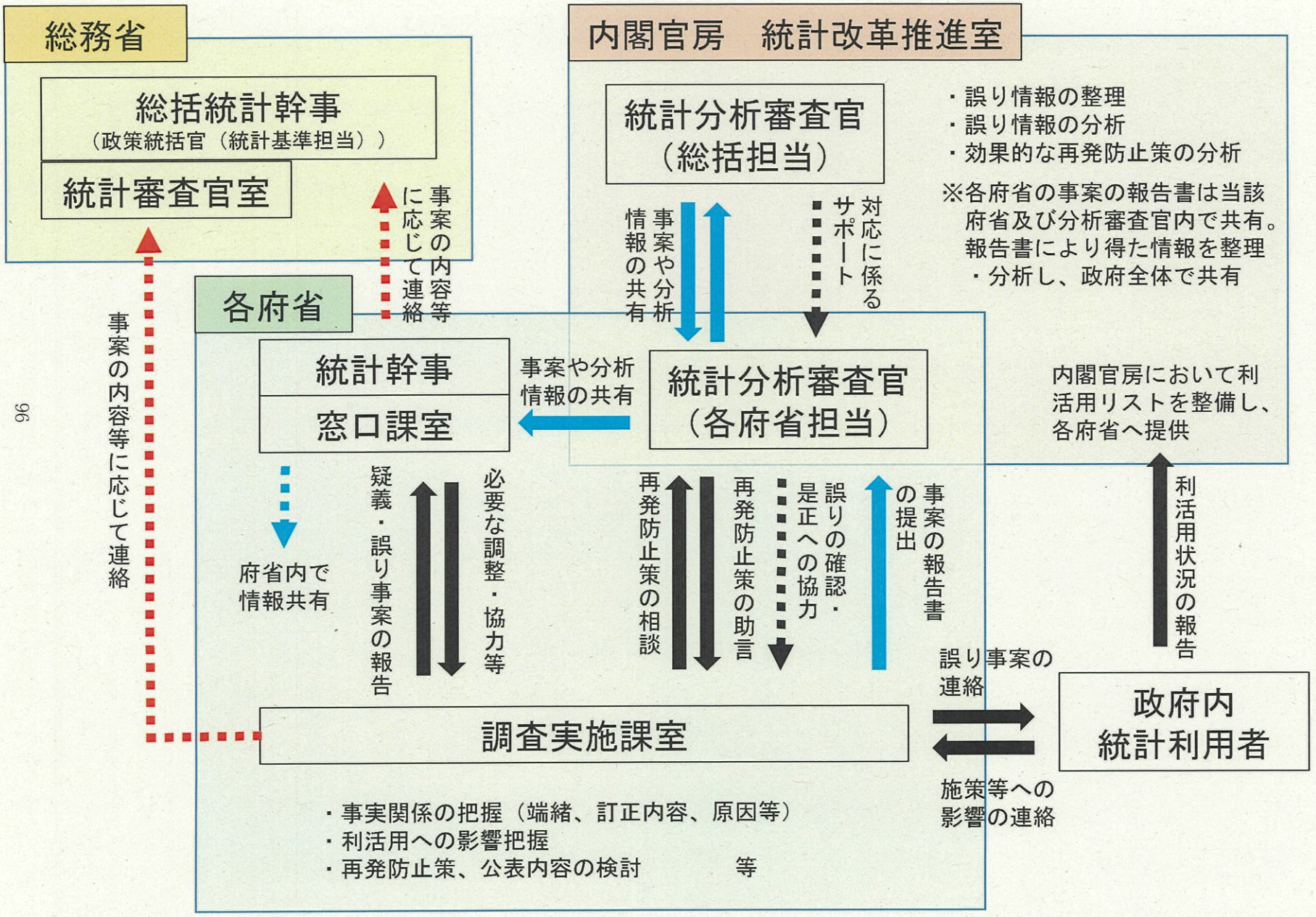

公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について

令和２年●月●日
○○○省

１　目的

「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」（以下「本ルール」という。）は統計調査の結果等について、**公表後に誤りが疑われた場合及び誤りを発見した場合の対応**を円滑に行うことを目的として定めるものである。

なお、本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容その他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応（対応順序の変更、訂正値の公表に先だっての事案の内容や影響範囲の公表など）を行うこととする。

２　ルールの範囲

継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査について、公表している統計調査の結果及びその解釈に影響を与える公表事項を対象とする。

３　関係者の役割

本ルールを実行するために統計幹事及び窓口課室、調査実施課室並びに内閣官房統計分析審査官は、以下の役割を担う。

（１）統計幹事及び窓口課室

- 統計幹事は、事実関係等に基づき、対応方針の指示、再発防止策等の最終確認、省内外の必要な調整を行う。
- ○○局○○課は、窓口課室として、統計幹事を補佐する。また、調査実施課室に協力し、連携して対応する。

（２）調査実施課室

事実関係の把握、利活用者への連絡、公表内容及び公表方法の検討、再発防止策の検討、対策の実施、関係者との情報共有・調整を行う。

（３）内閣官房統計分析審査官

再発防止策の指導・助言を行うとともに、調査実施課室が行う①誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かの確認、②誤りの是正について、必要に応じて協力する。

4　公表数値等の誤りが疑われる場合の対応の手順

（１）統計幹事等への一報

調査実施課室の各種作業等において生じた疑義や統計利活用者等からの疑義照会等により、公表数値等の誤りが疑われる場合は速やかに、調査実施課室は、把握している情報（疑義の内容、利活用状況等）について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

※　統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合には、統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官への一報は要しない。

（２）誤りか否かの確認

調査実施課室は、誤りが疑われる公表数値等が実際に誤りであるか否かを確認する。その際、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。誤りであった場合は、下記５のとおり対応する。誤りでなかった場合は、上記（１）で報告した者に対して誤りでなかった旨を報告する。

5　公表数値等の誤りを発見した場合の対応の手順

（１）統計幹事等への一報

調査実施課室は、公表数値等の誤りを発見した場合は速やかに、以下の事項を中心とした把握している限りの事実関係について、統計幹事に一報する。あわせて、窓口課室及び統計分析審査官にも一報する。

- 事案の内容
- 事案発見の端緒（発見者、発見日）
- 確認された内容（経緯）
- 訂正内容
- 発生原因
- 利活用状況（利活用先や想定される影響）

なお、調査実施課室は、下記（２）（３）の対応により把握した情報については、随時、窓口課室及び統計分析審査官に共有するとともに、事案の状況に応じ、適宜、統計幹事に中間報告を行う。

また、誤りの是正に当たっては、必要に応じて、統計分析審査官の協力を得て対応する。

（２）事実関係の把握

調査実施課室は、上記（１）に掲げた事項（下記（３）で把握する利活用に与える影響を除く。）を中心とした必要な事実関係について、更に詳細を把握する。

下記（３）から（６）までの対応は、事実関係の把握状況を踏まえ、適時に行う。

（３）利活用者への連絡、影響の確認

調査実施課室は、統計利活用リストにおける各府省の連絡要望者に対し、速やかに連絡を行い、当該者の協力を得て、発生した公表数値等の誤りの利活用に与える影響を確認する。

※　連絡要望者が行う利活用に影響を与えないことが明らかである場合や、機微な情報であること等を勘案し、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。また、訂正後の数値等を提供する場合は、公表前の情報であることに留意した対応を行う。

（４）再発防止策の検討

調査実施課室は、新たな審査・確認方法を導入するなど、体制を含めた具体的な再発防止策及びその導入時期を検討する。

【再発防止策の例】

- 新たな審査・確認方法の導入
- 新たな体制の導入
- 手作業の自動化
- 報告者による誤記入防止策の導入

※　事案の速やかな公表を優先し、再発防止策の具体化を待つことなく、以降の対応を行うことができる。

（５）統計分析審査官への相談

調査実施課室は、上記（４）において検討した内容について統計分析審査官に相談し、再発防止策の助言等を得る。

（６）公表内容及び公表方法の検討

調査実施課室は、正誤情報、誤りの発生原因及び再発防止策の概要などの公表内容を検討する。また、事案の内容を勘案し、統計利活用者に対して的確に情報が伝わるよう、適切な公表方法を検討する。

（７）統計幹事への最終報告

調査実施課室は、上記（２）から（６）までについて、別添様式に沿った文書を作成し、必要に応じ別途資料を追加した上で、統計幹事に報告する。

（８）公表内容等の連絡

調査実施課室は、上記（６）で検討した内容について、上記（７）で統計

幹事の了解が得られた後、上記（３）で連絡した利活用者に連絡する。

※　訂正後の数値等が公表前の情報であることを踏まえ、連絡する内容や利活用者の範囲を適切な範囲に限定することができる。

（９）公表

調査実施課室は、適切な公表方法により、公表する。また、統計利活用リストに掲載されている全ての利活用者に、誤りの内容及び公表した旨を連絡する。

６　統計分析審査官への対応結果の提出

統計幹事へ報告した、別添様式に沿った文書を統計分析審査官に提出する。

※　統計幹事への報告時に別途追加した資料の提出は要しない。

７　その他

（１）調査実施課室から統計幹事、窓口課室及び統計分析審査官へ報告等を行うこととされているものについては、これらの者に適切に報告等が行われる限りにおいて、調査実施課室が誤りの是正等に注力する等の観点から、窓口課室が調査実施課室から一元的に報告等を受け、統計幹事及び統計分析審査官に報告等を行うこととすることができる。

（２）複数の府省庁で共管としている統計調査については、あらかじめ又は誤りの内容等に応じて都度、主として対応を行う府省庁を定め、連携して対応する。

別添様式

令和　年　月　日
○○課

○○統計調査の公表数値等の訂正について

1　調査名

2　事実関係
（１）事案の内容

（２）事案発見の端緒

（３）確認された内容（経緯）

（４）訂正内容
【正】

【誤：現在の公表数値等】

（５）発生原因

3　統計利活用者への連絡、影響の確認

（１）省内

（２）省外

4　再発防止策及びその導入時期

5　統計分析審査官への相談

6　訂正情報の公表

以上

別添様式

統計幹事及び内閣官房への報告イメージ

令和２年６月８日
○○課

○○統計調査の公表数値等の訂正について

１　調査名

○○統計調査（基幹統計調査）

２　事実関係

（１）事案の内容

令和２年６月１日に公表した、市別食料品製造業現金給与総額について、××市の結果が誤っていた。（結果表第○表）

（２）事案発見の端緒

令和２年６月３日　都道府県職員から電話にて疑義照会（○○課職員受）。

（３）確認された内容（経緯）

① 委託先が調査票を精査して誤りの可能性のある調査票を特定した。
② 報告者に対して疑義照会を行った。
③ 調査対象者から誤りであった旨の報告及び正しい回答を得た。

（４）訂正内容

【正】
××市　食料品製造業現金給与総額 ●●●万円
【誤：現在の公表値】
××市　食料品製造業現金給与総額 ●●●万円

（５）発生原因

報告者の記入誤り（単位の記載誤り）。

３　統計利活用者への連絡、影響の確認

統計利活用リストに掲載されている連絡要望者に連絡済み。

（１）省内

●●課。今回の訂正箇所は、施策に利用していない。

（２）省外

内閣府（国民経済計算）。今回の訂正箇所は、国民経済計算の算出過程に用いているものの、訂正内容をもって、国民経済計算の公表結果は変わらない。

4　再発防止策及びその導入時期

①　正確な記入を促す観点から、調査対象に配布する「調査票記入の手引き」に注意事項として本事例を紹介（次回調査から実施）。

②　調査票審査において、今回の報告誤りのあった調査事項に関しては、前回報告値より10倍を超える報告があった場合にエラー表示が出るようプログラム変更を行う（令和３年度にシステム改修予定）。

5　統計分析審査官への相談

統計分析審査官には本事案を報告済み。再発防止策を相談し、統計分析審査官の助言により、上記再発防止策②を実施することとした。

6　訂正情報の公表

令和２年６月９日に○○統計調査のＨＰに結果数値訂正のお知らせ（正誤表、発生原因及び再発防止策）を掲載し、併せてe-Statに掲載中のファイルも差し替える。公表内容は別添のとおり。

以上

別紙２の参考

公表数値等の誤りに係る疑義照会及び誤り発見後の対応フロー図

※本ルールに定める対応は基礎的なものであり、誤りの内容やその他の状況を勘案し必要に応じて、本ルールの趣旨を踏まえつつ、本ルール以外の適切な対応を行うこととする。
このため統計幹事は、対応方針の指示や省内外の必要な調整等を行う。

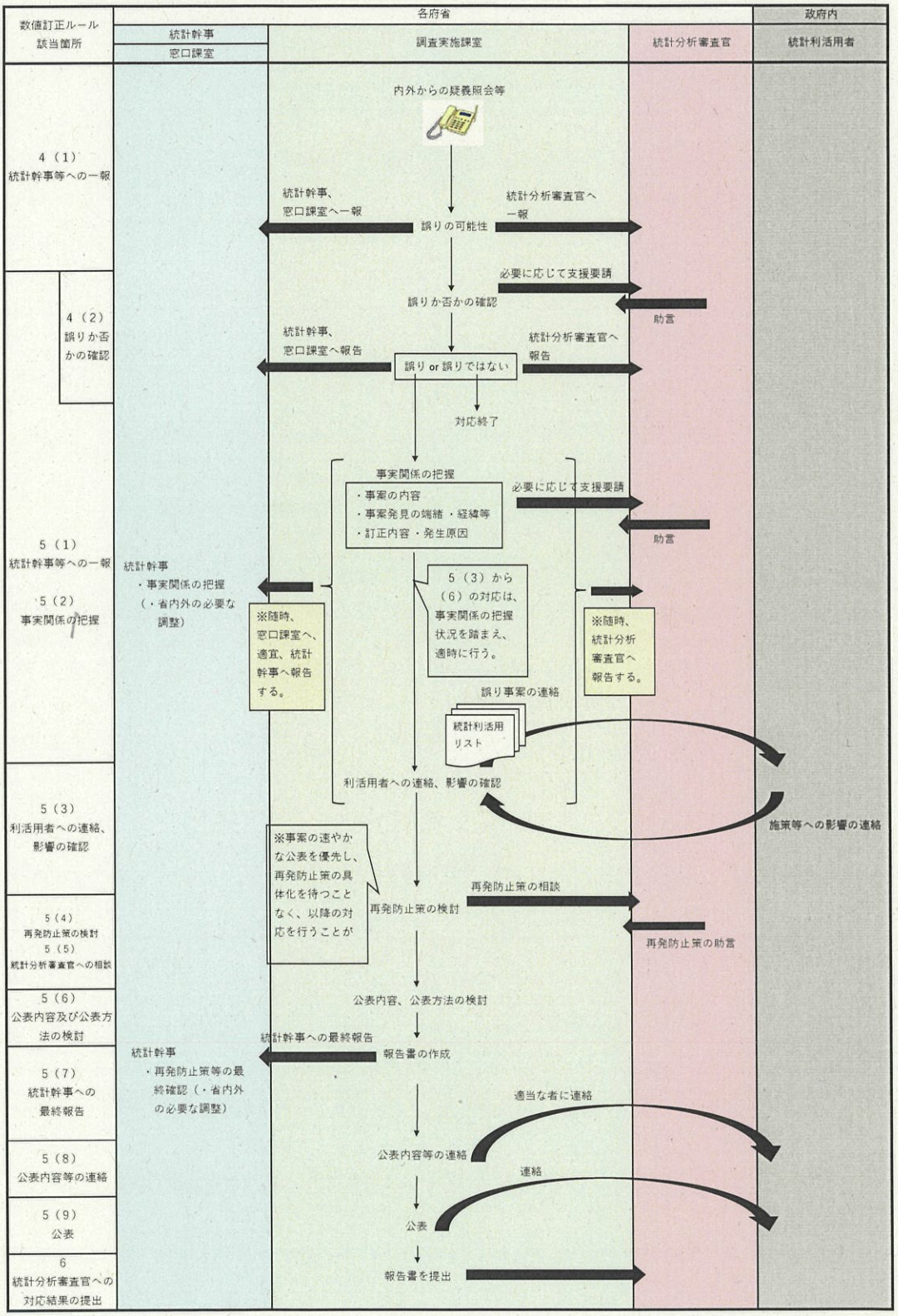

受注動態統計調査に関する総務省（政策統括官室）の主な対応

年月日	総務省（政策統括官室）の主な対応
H23.7.5	国土交通大臣から、建設工事統計調査の変更申請
H23.7.22	第47回統計委員会 ※　上記変更申請について総務大臣から諮問（諮問事項に受注動態統計調査の推計方法の見直しを含む）
H23.9.22	第49回統計委員会 ※　上記諮問に対する答申を決定
H23.10.6	建設工事統計調査の変更申請を条件付きで承認する旨、国土交通大臣に対し承認通知
H31.1.11	（厚生労働省における毎月勤労統計調査における不適切事案の発生を受け、内閣官房長官が各府省に対して、全ての基幹統計の点検を行うよう指示）
H31.1.16	上記指示を受け、各府省に一斉点検の作業内容を説明するとともに点検結果の提出を依頼
H31.1.22	国土交通省から一斉点検の結果報告 ※　受注動態統計調査の復元推計について、不適切な事例として、事業者からの報告内容に誤記載があり、公表値が実態よりも大きい値で公表されていたこと等が判明したため、今後、正確な値を確認した上で訂正して公表する旨の報告あり
H31.1.24	各府省における基幹統計の一斉点検結果を取りまとめ、「基幹統計の点検及び今後の対応について」を公表
R2.10.15	国土交通省と、施工統計調査の調査計画変更について打合せ ※　従来から期限後提出調査票の合算集計処理が行われていたことに関する資料及びその説明あり
R2.10.30	第８回評価分科会 ※　国土交通省提出の参考資料中、従来から期限後提出調査票の合算集計処理が行われていたことに関する記載あり
R3.3.4	会計検査院から検査結果の記載について質問 ※　以降８月まで意見照会等あり
R3.8.20	国土交通省から、受注動態統計調査について取材を受けたことについて連絡